

建設経済常任委員会

平成19年12月14日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 3 号 平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 4 号 旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 市道路線の認定、廃止及び変更について

《付託陳情》

- 陳情第 3 号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情
- 陳情第 4 号 日豪EPA／FTA交渉に対する陳情

《意見書》

中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書

出席委員（5名）

委員長	向 後 和 夫	副委員長	滑 川 公 英
委員	神 子 功	委員	嶋 田 哲 純
委員	平 野 忠 作		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	嶋 田 茂 樹	議員	林 一 哉
----	---------	----	-------

説明のため出席した者（21名）

副 市 長 鈴 木 正 美
農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
都市整備課長 島 田 和 幸
農業委員会
事務局 長 小 田 雄 治

商工観光課長 神 原 房 雄
建 設 課 長 米 本 壽 一
下 水 道 課 長 中 野 博 之
そ の 他 担 当 員 1 4 名

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（向後和夫） おはようございます。

大変お忙しい中をご苦労さまでございます。

私ども建設経済常任委員、任期2年ということで、今回この5名が建設経済常任委員会委員として協議をするのは今回が最後だろうと思います。皆さん方にはよろしくご審議のほどをお願いをしたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後職員が委員会室内の写真撮影を行いますのでご了承願いたいと思います。

なお、林一哉議員、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いいたします。

なお、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 4分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託されました議案6議案と継続審査の陳情を含む陳情2件、また道路特定財源等に関する意見書について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますがあいさつに代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、議長のご出席もいただきまして、建設経済常任委員会ということで、委員の皆様方には早朝より大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に執行部の方から提案をさせていただきますのは、議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の所管分、それから議案第3号、平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定、議案第5号、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定、議案第8号、旭市立公園条例の一部改正、議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更の議案、以上の6件でございます。

執行部といたしましても、委員の皆様方のご質問に対しまして、簡潔に答弁をさせていただきますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げましてあいさつといたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第4号、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について、議案第5号、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第8号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更についての6議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願

いたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 特にございせんので、ご質問にお答えさせていただきたいと
思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 今回、提出してあります委託料につきましても、本会議の中で
議案質疑、一般質問等もございましたので、質問に応じてお答えしたいと思います。よろし
くお願いします。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農林水産業費の補正予算につきまして、若干の説明を
させていただきます。

予算書の20ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきまして、農水産課の方は4つの大きな事業で補正を組まさせていた
だいております。議案質疑の中で説明しますものと若干重複する点があろうかと存じますけ
れども、概要等につきましては若干時間をいただきたいと思います。

事業の第1点としまして、トマトの黄化葉巻病対策でございます。ご承知のように、本病
気につきましてはタバココナジラミ、これによりまして媒介されるウイルス病でございます。

症状としましては、初期成長点が黄色くなりまして葉巻症状、葉っぱの中に表しまして、
症状が進みますと、葉と、その辺一部が黄色くなり、ちりめん状に異色をする、そういう症
状が出まして、いろいろ節間等が短くなる、そんなことで、発病前の着果しました果実は、
正常に発育をしますけれども、発病後のものにつきましては着果不良というようなことで、
つぼみのまま落花をする、そういうような、トマトにとっては恐ろしい病気でございます。

なかなかきく、このコナジラミを撲滅する、なかなか葉がないというようなことで、現在
市内での発生につきましては、海匠の農林振興センター、ここの調査によりますと、市内約
1,320ヘクタール、これがトマト栽培農家というようなことで我々確認しておるわけですが
けれども、8月下旬等に定植をしましたものが非常に多いわけですがけれども、そういう栽培体
系の中では5%程度の被害が約25%の農家、あるいは5%から30%程度の被害、これが4割
の農家、あるいは3割から5割程度の被害、これが約3割の農家、そういう被害状況が県
の方の中で発表をされております。中には大きな被害農家で、定植しましたトマトを栽培断念
をしてキュウリ等に切り換えた、そういう農家もかなりあるということで聞いております。

本病気につきましては、コナジラミを施設内に入れない、あるいはこれを増やさないとか、あるいは外に出さない、そういう防除の徹底が必要であります。今回の補正予算につきまして、トマト栽培の危機的な状況というようなことで、市単独にて対策を講じたいというふうに考えておるものであります。

対策の1つとしまして、なかなかトマトがこの病気に感染されているというのを見て分かる、初期は分からないもので、これを診断キットということで検査液を購入させていただきまして、1点630円、これを約150点ほど検査をしたいというふうに考えております。

また、本病気につきましては、農家を含めまして市内の非農家で、例えば家庭菜園、こういうところでトマトをつくられて、そこからいろいろ虫が発生するというのも懸念されます。そういうようなことで、市民全体への啓発用のリーフレットの作成、こういうものを行いまして新聞折り込みで全世帯に配りたいというふうに考えております。

さらに、農家の防除としまして、虫を入れないことが一番の防除でございます。0.4ミリ以下ということで、どうしても0.4ミリ以上になってしまいますと虫が入ってくるというようなことで0.4ミリのネットを、換気をするところにすべて張っていくような対策を、農家指導を徹底していきたいと、そういうふうに考えています。この0.4ミリ以下の網目のネットを導入する農家に対しまして、2分の1以内の支援を行いたいというふうに考えております。

今回の事業の中では、標準事業費を10アール当たり約8万2,000円程度を見込んでおります。そういった中で、約5.8ヘクタール程度の面積を本事業で実施をしたいというふうに考えております。

なお、本事業につきましては、農協等が取り組みをできます野菜構造改革促進特別対策事業、これは国の補助事業でありますけれども、これで申請をできる方、あるいは既に申請をした農家の方は本事業の対象外と考えさせていただきたいというふうに考えております。

事業の第2点目であります。農業の活性化推進事業というようなことで、本事業につきましては農業振興へという寄附金をいただいております。その寄附者の意向に沿いまして、農業振興に活用すべく旭市の担い手育成総合支援協議会、ここで行います担い手農家の育成確保に向けての予算措置でございます。

具体的には、今から28年前に、郷土の偉人であります大原幽学先生、これを主人公として撮影されました天保水滸伝という映画がございます。いろいろ俳優さん、浅丘ルリ子あるいは大竹しのぶ、平幹二郎、こういう方々が出演されておりますけれども、この映画を通

しまして、幽学の教えに今学ぶというようなことで、映画の上映と合わせましてフォーラム等の開催、あるいは幽学先生の教えの1つであります性学もちというものがあります。こういうものを後世に残すためのイベント等を開催したり、あるいは担い手農家の研修会を行いたい、そういう予算で考えております。

第3つ目としまして経営構造対策事業、これはお話ししましたように万力Ⅱ期地区内で、来年度建設予定のライスセンター、ここの予定地の土質調査あるいは設計を急遽行うものでございます。国庫補助金2分の1を受けまして、残りは事業主体の負担で行う予算でございます。規模的には45ヘクタール程度の面積をこなしたいということで2か所予定をしております。

事業の4つ目としましては、堆肥利用促進の集団育成支援事業、これにつきましても県の単独補助事業を活用しまして、堆肥の散布器、マニアスプレッダー、これを1台導入を考えております。事業実施主体は足川の機械利用組合でありまして、県の補助金2分の1、事業主体2分の1で行う事業を考えております。

以上でございます。

○**委員長（向後和夫）** 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

○**委員（嶋田哲純）** 座ったままお許しを願います。

都市整備課長にちょっとお尋ねいたします。

下宿ふれあい公園整備事業でございますが、この前の議会のうちには1市3町のバランスをとって、今これからも公園を造るような、そういうお話でございましたが、その点はどうでしょうか。

○**委員長（向後和夫）** 都市整備課長。

○**都市整備課長（島田和幸）** 公園の整備のバランスというご質問でございますけれども、合併しまして今、公園整備しています、旧旭地区におきましては。これは合併前から整備をしている工事でございます、今後、来年度から整備していきます下宿ふれあい公園は新市建設計画、それから総合計画の中にも載っております。

私ども、これから、今整備している公園が終わりましたら、順次計画的にバランスのとれた公園整備を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） この間、下宿公園を造ると、1人当たり9平米、県のあれは10平米とか何とかってお答えいただいたわけでございます。何でそんなに公園を造らなければしょうがないのかなと思って。ましてやこの下宿公園なんか、自分らも全然知らないのが、急遽これが上がったわけですが、その点もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 急遽上がったわけございません。これは旧飯岡町役場の、合併に当たりまして、新市建設計画にのせていただきまして、それをさらに今度は新たな総合計画の中の5か年計画の中に位置付けられた公園でございます。ですからぼくなり上がった公園ではございませんので、ご了解いただきたいと思います。

それから、公園がなぜ必要かといいますと、これはやはり時代の変化ですよ。もとは空き地や寺だの境内なんかで十分遊ぶ、遊び方だったんです。今はお年寄りにしても、ゲートボールやる、それからグラウンドゴルフをやるにしても、ある一定以上の整備された土地がないとできませんよね。子どもさんも、昔の本当の遊び方とは全然違いますよね。やはりそういう健全育成のためには公園の面積は必要だと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 課長の考えは、それは分かります。でも市民の皆さんは、公園よりも道路問題とか排水問題を早くやっていただきたいというのが公園以上の上がっている声だと思いますので、その点よろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは何点か1号議案ご質疑申し上げます。

まず1点目ですが、ただいま農水産課長の方から説明がありましたトマト黄化葉巻病の関係ですが、これは本会議でも若干ご質疑申し上げましたけれども、広く非農家にも、要は市民にも、全体的にリーフレットで、栽培についても病気がないようにという、そういう内容と思いますが、それを周知して病気を防ごうという、そういったことで取り組みをされようという補正も入っていると思います。

そうしますと、今2分の1単独で支援していこうという内容も説明があったわけですが、この非農家については、パンフレットの配布だけで、病気にかかった場合にはどうするのか

ということについては、やはり農家の方々は職業というか生産をするという位置付けから、かなり危機感を持ってやっている部分がありますが、非農家の方々については、ライフサイクルの中で家庭菜園がいいなというような思いでやっているということの観点から、その辺をどう受け止めたらいいいのかどうか。仮に発生しない方法ということで周知するのであれば、さらに追求したことがなければならないというふうに思いますが、その点はいかがお考えなのかどうか、これが1点目です。

それから、2点目ですが、議案書のページでいきますと22ページになります。観光費の、これは本会議でもやはり若干ご質疑申し上げましたけれども、長熊スポーツ公園の整備事業ということでございます。

本会議でも申し上げましたが、この長熊スポーツ公園整備につきましては、当初250万円で調査をしていこうということで事業費として計上され今日に至っております。そうしますと、この調査費について調査をした内容というのはボーリング調査とか、あるいは浮棧橋の老朽化の問題とか、幾つかの問題点について調査をし、公園の位置付けとして、これから工事をしていこうというための設計だと、設計の予算だというふうに判断しております。

いわゆる問題点については、釣り堀内の汚泥の堆積をどうするか、今状態がどうなのか、護岸の崩れがあるので、これも安全性という観点からどうなのか。さらに、浮棧橋の老朽化についてはどのような状況かというのが、250万円かけての調査あるいは今後方向付けとして、基本計画なるものが恐らくこの内容に含まれていると思うんですが、そういったことを含めて、今現在設計を、工事に向けて予算をつくらうという段階で基本設計というものが今どうなのか、お示しをいただきたい。問題点があるのかどうか、その点もぜひ教えていただきたい。基本設計が完全にできていれば、それで進むのかどうかというふうに判断するわけですが、それがどうなっているのかどうか、我々は分かりません。ぜひ委員会で、その内容についてお示しをいただきたい。これが大きな1つであります。

もう一つは、今日に至るまで調査をされてきた実施設計までの間の、いわゆるこの長熊のスポーツ公園、要は釣り堀センターについて、どういう方々と、もちろん庁舎の中では専門的な部分として検討はするでしょうけれども、してきたでしょうけれども、さらに知恵をかりるという観点から、この長熊を旭市の観光施設としてこれから繁栄させていくということであれば、それなりの考えが設計に入らなければならないというふうに思うわけですが、その点どのような意見を集約をして、それをどのように設計に反映していこうとしてきたのか、どういう方々に協力を得て意見をいただいたか、市としては基本的に、この長熊というのは

ヘラ釣りです。ヘラ釣りの基本姿勢がなければ、幾らお金をかけても、巨額のお金をかけても効果が表れないとすれば、事前の入り口の部分の検討が一番重要になってきますので、その点について、どういう方々、庁舎の中ではどんな検討、もちろんコンサルタントもいるでしょうけれども、そういった検討、誰とどのように検討してきたのかどうか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

それから、もう一つは、下宿ふれあい公園の整備事業であります。これも本会議で議論いたしましたけれども、確かに基本計画には前期5か年の計画に整備を図っていこうということとはのってございます。しかし、この新市になってから今現在、約130キロ平方メートルの中で、公園というのが幾つあるんでしょうか。幾つどのように分布しているんでしょうか。こういったことを把握しながら、下宿公園については来年度に向けて予算が必要であるからこうしたいんだということが市民に分らなければ、やはり内容というものは今、嶋田委員の方からも話があったように、優先的には違うのではないかと、こういう議論も成り立つわけでありますから、その点この下宿ふれあい公園の位置付けというものが今現在どういう位置付けで整備をしようとお考えになっているのかどうか、基本的なことについてお伺いをいたしたいと思います。

○**委員長（向後和夫）** 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（堀江隆夫）** それでは、トマトの黄化葉巻病対策につきまして回答させていただきます。

実は、先ほど説明しましたようにこの病気は、我々としましては農家、トマトを作っている農家だけでの対応というだけではちょっと撲滅難しいなということで考えています。旭市は本当にトマトの産地であります。海匠の共済組合にも聞きましたところが、相当数、実は共済の掛金が現時点で発生しているというようなことで、ただ共済の掛金で農家所得をカバーしようという、それはちょっとなかなかできない。ぜひこの病気につきましては、市民一体となってということで。

この市民一体となってという部分が、なかなか先ほど言いました、言葉でこの病気を表現するというのはなかなか難しいということで、ぜひ今回の予算の中で、写真をもって、こういう症状が出たときにトマト黄化葉巻病だよという、そういうことを市民の方に知っていただきたいなという思いで実はこの予算を作成させていただきました。

まさしく写真を見ますと、こういう症状が初期の症状だなというのは分かります。トマト

が萎縮するから、縮れてくるからこの病気だよという、そういう文書だけではちょっと弱いということで、我々も市の広報の中で徹底しようかと思ったんですけれども、やはりカラーの写真を付けないと、これは徹底無理だという県の職員との協議の中で、今回カラーでリーフレットを作りまして、こういう症状が出た場合、そういうことをぜひ市民の方にご理解いただきたい。

トマトを作っている農家のハウスにも、入るときには気を付けて入っていただいて、出入り口のところにも0.4ミリのネットが、ほとんどの農家これから張ります。その時に、あけたままでぱっと入ってしまってこんにちはこのことのないように、ぜひ衣類もちょっとはたいて入っていただくとか、そういうこともぜひお願いしたいな。

それと、万が一、自分の家庭菜園あるいはトマトは稲作農家の育苗の後によくつくられるケースがあるわけですが、そういう稲作農家等にも、ぜひこの病気を徹底していただいて、出た場合にはその辺に捨てないでいただきたいと。出た場合にはその後のトマトはなりませんので、ほとんどの農家は抜くと思います。ただ抜いたままでその辺に置きますと、そこからまたコナジラミがまたいろいろ媒介するということです。

出た場合の、症状が出たときには、速やかに根ぐし抜いていただいて、それをそのままそのところに置かないで、すべて焼却処分あるいはすべてクリーンセンターに、袋の中に入れて焼却していただくような、そういうちょっと徹底をしたい。そういう思いで今回事業を予定をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、ご質問についてお答えいたします。

今回の当初予算の250万円での長熊公園の調査の内容という部分ですが、長熊につきましては何度か本会議でも出てきておりますけれども、これも合併時におきまして新市の建設計画の中で整備する方針という部分が、方針がありまして、現況としてどうなのかという部分がありましたので内容を、現況も調査をしてございます。

施設につきましては20年たった中でかなり老朽化してきておりまして、管理するのにも非常に管理がしづらいという部分もありまして、また浮棧橋につきましては、もう耐用年数が過ぎている部分がありまして、もう毎年5つの浮棧橋を改修していかなければならないという、そういう状況も加味しまして整備をしていこうという結論に至ったものでございます。そこで、当初予算におきまして250万円の調査費を組んで基本設計を委託したと。これが基本設計、コンサルから出てきた部分でございます。

この中で、特に、非常に難しい問題という部分につきましては、一番の問題は汚泥の処理という部分で、もちろん掘削もしますので、ある程度いい土も多少出ると思いますが、基本的には20年間の中での汚泥というものの処理。合併する前に、ある程度、長熊についても改修したいという希望があったようですが、やはりこの汚泥の処理で約1億6,000万円ぐらい、きれいにするのには、それを搬出するためにはかかるということの中で、当時はできなかったようでございますが、そういった汚泥処理にたくさんのお金がかかるという部分については、やはり一番問題になるということの中で何かいい方法がないかなという、そういった1億6,000万円なり1億2,000万円なりかかるものを工事の方に向けたいということをコンサルとも話し合った中で、現在の手法の中では、この土をそのまま固化して使えるという部分が、いろいろな公園の溜池の中でも今採用されているという部分がありましたので、そういうものを基本設計の中で、発生土を利用する工法でやっていきたいという部分が一番の新しいといえますか、今まで旭市にはなかった工法でのやり方という部分をやってみようという部分でございます。

それから、浮棧橋が次に重要になるわけですが、20年前の浮棧橋と現在の浮棧橋、どういう違いがあるのかなという部分もいろいろ調査をしました。基本的な部分は変わりませんけれども、新しい部分が結構出てきております。そういう部分については結構値も張るわけございまして、どういった浮棧橋がいいのかなという部分が一番浮棧橋の場合問題になるわけで、いいものを使えば、かなり、横浜のヨットハーバーではないですけども、そういう部分であるようなものもありますし、簡単な鉄板に発泡スチロール、今の形がそうなんですけど、そういう部分もあるという部分の中で、どの水準で整備したらいいのかなという部分が非常に難しい部分であります。

そういったものについても、やはり最少の経費で最大の効果という部分の中で、ある程度、これ2番目の質問とも一緒になりますけれども、担当課であるうちの方とコンサルだけではなくて都市整備課も入ってもらいまして、内部としてはその中で、都市整備課については公園も整備しておりますので、そのノウハウを生かした中で検討をしていったという部分でございます。

当然、これは干潟のヘラブナの釣り堀ということでもあります。それから、野球、少年野球ですけれども野球場もありますしゲートボール場もあるということの中で、地元の関係団体、利用団体等からも意見を聴取した中で進めてきております。当然、釣り堀ですから、地元の釣友会の方にいろいろ、今まで、20年やってきた中での不都合な点等々を聞きながら進めて

きている部分でございます。また、野球場については、利用団体である部分、ゲートボール場もそうですが、そういった方たちの意見を聞いた中で、コンサルと協議して決めたものでございます。

一番悩んだところにつきましては、こういった汚泥を含めた残土の処理、それから浮棧橋という部分でございます。よろしいでしょうか。

○**委員長（向後和夫）** 都市整備課長。

○**都市整備課長（島田和幸）** 下宿ふれあい公園のことでございますけれども、公園が幾つあるかというご質問に最初に答えさせていただきます。

公園の所管課は、幾つにも分かれております。公園の種類は農村公園もあれば児童公園もあります。市立公園について申し上げてよろしいでしょうか。

市立公園は、市内で20か所ございます。それで、面積は、この前議案質疑で神子議員もご質問されておりましたけれども1人当たり7.2と。これは都市公園の計算の7.2という。都市公園が、平成19年現在で約30ヘクタールございます。これは人口、都市公園ですから、もちろん旧旭地区の計算になります。これが7.2ということになりますね。人口4万1,000で割った数字が7.2です。

それからその他の公園、これは都市計画区域外、旧3町の公園です。これが約21ヘクタールございます。合わせて約50ヘクタールです。これもトータルしますと、1人当たりになりますと、人口7万1,000で割りますと約7.2近くなる数字でございます。

それから、位置付けでございますけれども、公園の位置付けはいろいろございます。一番小さいのは学区公園です。これは本当のエリアの狭い、公園から250メートル以内の範囲を基準とする公園の作り方です。要は児童公園みたいなものです。それから、その上が、今回整備します下宿ふれあい公園の、近隣公園ということで位置付けして整備してまいります。この近隣公園といいますのは、公園から500メートルの近隣の方のために造る公園ということでございます。その上は、4ヘクタール、地区公園の大きさの公園になります。一番大きな、10ヘクタールを超える総合公園は、市民全体の利用を考えた公園でございます。そういう公園の分け方になってございます。

それから、先ほども嶋田委員からご質問ございましたけれども、公園の効果というのはいろいろございます。私、先ほども申し上げましたけれども、一般的な公園の効果というのは本当にあれですね。これはもう潤いの場、それから交流の場です。それから文化、スポーツ、レクリエーションの場、それとあと災害時における避難場所等としての利用がございます。

これは、公園というのは、利用する直接的な価値より、どちらかというと間接的な価値、防災面とか、それから景観面、環境面、そういった価値が大きいんです。ですから、ビーバ イシーといいまして費用対効果、これを出しますと、どちらかというと間接的な価値が大き くなりまして、結果的には基準値より上回ります。当然、利用効果もなければなりませんけ れども。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 順を追って質疑申し上げます。

1点目のトマトの黄化葉巻病の関係ですが、今のお話によりますと、広く市民に啓発をし て撲滅対策をしようという基本的な考えは分かりました。

それで、仮に出た場合という、今お話がありました。焼却を、その場に置くのではなくて 焼却をしてほしいと。今2通り私答弁いただいた中で、1つは焼却してほしいというのはあ りました。もう一つは、クリーンセンターにというのがありました。そうしますと、焼却と いうのは本来燃してはいけないということからすると、初めの焼却ということは、クリーン センターとは別物なのかどうかというふうにちょっと聞こえたんですけども、これは本題 とは違いますが、要は焼却をするということは分かりましたので、その焼却の方法をとった 場合に大量に出た場合にはどうするのでしょうか。

家庭菜園では恐らく少ないでしょうけれども、それについてはどういうことをした方がい いのかどうかということについても指導をしていかなければ、やはり病気というのは撲滅で きないのではないのかと思うんですけども、きめ細かさがありますが、大きく、要は量 が出たときの対応と家庭にそういう発生があった場合に、市民はどういう判断をした方がい いのかどうかというのが、今の話ではちょっと分からないものですから、焼却についてはこ のようにしましょうねということで、具体的なものがもしもありましたらお示しをいただきた いと思います。その1点だけです。

それから、長熊の釣堀センターの関係ですが、今お話を伺いまして、トータル的に検討し た内容というのは、まず当然商工観光課が窓口ですから商工観光課、依頼したコンサルタン ト、でスポーツ公園という位置付けもあるので都市整備課、さらに干潟とのつながりがある ので、旧干潟町ですね。地元の関係団体に意見を聞いたということは、今お名前が出ました けれども、釣友会というお名前が出ましたが、そういうご意見をいただいたと。その結果と いうのが、今困っている、問題となるのは、汚泥の処理と、それから浮棧橋が、金額が張る

ので、どのように整備をする、水準が必要かということで難儀をしているというような方向だと思いますが、先ほど冒頭に申し上げましたように、この施設を観光施設という位置づけを持ってやるとすれば、確かに旧干潟町の皆さんがご努力されて、管理は、これ当然旧干潟町でやってきたでしょうけれども、ボランティア精神に基づいて釣友会の方々のご努力というのはあったというふうに私も判断しております。

しかし、旭市の観光ということを考えた場合には、課長あれではないですか。観光協会の中に、釣りというお名前で幾つかの団体があるのではないですか。そういう意見というものは微さなかったんですか。また、そういう意見を求めようという気持ちは全くなかったのか。もしも持ってきたとすれば、意見は1つの意見ではなくて、2つ、3つ、4つと複数に増えていくことは考えられたはずですが、例えば例を挙げてみましょう。

課長の答弁ですと、設計、基本設計図、私見ていないから分かりませんが、長熊の池があります。そこには5本の浮棧橋が、老朽化したものが横に、南北でしょうかね。東西ですかね。つながっています。これをどういうふうにコンサルタントはしようと考えているんですか。5本のまま、そのまま買い換えをするのか。では、護岸の崩れというものについては、コンサルタントはどういうふうに言っているんですか。地元の方々はどのようにこれを、護岸の崩れ、安全性を持たせるためにどのようなご意見をいただいたんですか。さらに、汚泥の堆積については、地元の方々はどういうふうにしたらいいいというご意見だったのでしょうか。コンサルタントは、今お話がありましたように、汚泥処理については巨額なお金もかかるし、手法としては、発生した土については、新しい工法でやってみようという、そういった結論的な方向付けがされたというふうに、今お話がありましたけれども、その方法だけですか。片一方の案として、もう片一方の案はなかったんですか。その結果、その新しい工法をやっていこうという方向付けができたんですか。

私が言いたいことは、そういう細かいことについても、もっともっと意見を出し合えば、先ほど課長が言われたように、最少の経費で最大の効果を生むようなところまで、だんだんだんだんいくのではないかなというふうに思っているんですが、その点どんな意見が出たのか。

それから、長熊の池を、現状のままでやっていこうとしているのか。自然をどうしようとして考えてコンサルタントはいるのでしょうか。全く分かりません。それについて、ぜひ具体的にお示しをいただきたいと思います。

下宿ふれあい公園については、考え方がこれはいろいろございますので、来年度に向けて

やるということであれば、これについては、今現在本当にやる必要があるのかどうかという議論がなければしょうがないことです。

したがって、今幾つかの地区の公園、近隣公園、総合的な公園という位置付けがありましたが、旭市としては5年間でどこをやっていこうとするのか。要は、500メートル範囲の居住者に対してやっていこうとしているのか。総合的な公園というのは将来どうなるのか。全体的に9.0平方メートルに近づけるために、5年間ではどのようにしていくんだということは本会議でも出ませんでした。その辺はどうなんですか。

○**委員長（向後和夫）** 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（堀江隆夫）** それでは、トマトの黄化葉巻病の関係で、出た場合の処分の仕方、若干すみません、説明がちょっと悪くて申し訳ありませんでした。

出た場合には、原則は焼却ということで我々も聞いておるわけですがけれども、もう一つ、土の中に埋めるという方法もございます。ただ、なかなか家庭菜園等をやっていて面積が少ない方、土の中に埋めるというのは難しいのかな。

そういうことで、あるいは燃すといっても青いままでですので、すぐ燃えないということで、そういう場合には、ビニールの袋の中に入れていただいてクリーンセンターが一番いいのかなというようなことで表現をさせていただきました。

あと栽培の農家でありますけれども、実は大きなトマトの産地、ここも大きなトマトの産地ですがけれども、その産地の対応の中で2通りあります。1つは、作型がすべて産地統一されていまして、7月の下旬にはもう産地がすべてトマトが終わるという。あとは10月になってから植えるとか、そういう産地は8月いっぱい、すべてその産地はトマトを作ってはいけないと、そういう指導をしている産地もございます。1か月の間、何をやるかということですがけれども、ハウスの中で、水をかけないでもうトマトを枯らすと。抜いてトマトを枯らしまして、さらにその枯らしたものをすぐほ場の外へ出すのではなくて、中の草もすべて取り除きまして、トマトを幾ら抜いてもコナジラミが草の後ろ辺りにいて、ひっそりいる場合がある。すべてハウス内きれいにして作物もなくして、その中で蒸して、コナジラミをすべて撲滅するという方法がございます。

ただ、旭市の場合は、なかなか全市統一で作型を変えるというのは難しいというようなことで、個々の対応を取りあえずやっていただきたい。1か月程度、すべて水をかけないで、ハウスの中をすべて蒸して、虫をその中で殺し、その中で今度はハウスから外へ持ち出して、

よく施設園芸の農家がやっていますのは、積んでおいて枯らして最後土に返させてもらう。そういう防除を徹底したいというふうに考えています。ただ単にトマトだけ抜いて置いておけばいいよ、すぐ外へ持ち出すのではなくて、その中で虫も殺しながら蒸すという、そういう方法で指導をしていきたい、そういうふうに考えております。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 観光施設として考えれば、観光協会の組織、そういうものもあるので、そういうところとの相談も必要ではなかったかという部分でございます。

確かに、旧旭市の場合は観光協会がありまして、その中でまた釣りの部分も、その中に入っているという部分がありますので、当然観光協会にも、そのいろいろな相談を投げかけるというものだと私も思っています。

ただ、干潟の、旧干潟町につきましては、従来から、干潟町の段階から、そういう部分があったわけではなくて、実際あそこの管理という部分が、施設は当然市の施設であります、ある程度運営については、地元のそういった釣りの団体が主要的なもので運営しているという実態もありましたので、それについては地元のその団体ということで意見を聴取したものでございます。

また、地元からいろいろこうしてもらいたいという部分につきましては、先ほど申しましたけれども、20年前の施設ということで汚泥も堆積していると。もう少し深く掘ってもらいたいという部分であったり、浮棧橋の釣り座が現在1.8ですか、これは2.7ぐらいにしてもらいたいとか。また間隔についても、浮棧橋から浮棧橋まで40メートルもあるので、結局釣りがそこまでいかないということの中で、もう少しそれを半分ぐらいに、25メートルぐらいの中でやれば、もっと魚も釣れるという部分があって、魚が偏らないというふうな、そういう間隔を狭めてもらいたい、そういう部分が主なもので。また、浮棧橋につきましても、現在のいろいろなところに視察に行った中で、どの程度のものがいいかという部分について、ある程度今の時代に合った形にってもらいたいという部分でありました。観光協会という部分につきましては、そういうことで相談はしてございません。

それから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、浮棧橋についても、いろいろな種類のものがありますので、その着地点としてどこに落としたらいいかという部分が非常に難しい問題でありまして、そういった意味で、こういった基本設計をコンサルの業者に出しているわけですが、そのものをそのままのみにするのではなくて、出てきたもの、協議しながらはやっているんですが、そうはいってもある程度調査しながら、こういう書類が

出てくるわけで。出てきたものに対して、そのままそれを使うのではなくて、こちらも先ほど申し上げましたけれども、都市課とまたうちの方と、それといろいろな施設を見た中でのもので判断をしていきたいという部分がありますので、ある程度コンサルの方については、いいものとかそういうもので出てきますけれども、それをそのまま使うということは考えておりませんで、そういうことの中で、本来であれば、この基本設計が出てきたわけですから、はっきりとしたもので説明をしたいと思いますけれども、そういった部分の中でまだまだ、まだまだというか、幾つか金額的なものの調整がまだはっきりしないものがありましたので、そういうことで、金額的なものも、例えば聞かれた場合にはまだ、もう少し時間がかかるというような回答になったということになります。

それから、いろいろな方法があるだろうという部分なんですが、例えば汚泥の部分についても、従来の干潟町のときに考えていたというのは、先ほど言いましたけれども、汚泥の搬出ということで1億6,000万円なり、その量によって1億2,000万円かかると。それにあまりにもかかるために整備ができなかったというようなことも聞いておりますので、それならばそういう汚泥を搬出しないで、それを活用した中で、いろいろなものに、ほかにも効果が出るような方法はないかという部分で、これはうちの方で考えた部分ですが。ですから地元としては汚泥の搬出という部分で考えておりましたけれども、それではあまりにも金がかかり過ぎるということの中で、うちの方でいろいろ検討した中で、発生土の固化処理という部分をやってみようという部分であります。

この発生土の固化処理で、旭市では今まで経験はないんですけれども、先進地ではそれを行うことによって、本来であれば護岸の矢板とかそういうものを打たなければならない部分もあるんですが、この固化処理によりまして、汚泥の土に、フライアッシュというんですけれども石炭灰、それを混ぜたそういう薬品があるんです。それを土と合わせることによってある程度固化するわけで、固化したものを護岸のところから造っていけば護岸は崩れなくてできるという部分もあります。

そういうことの中で、先ほど言いましたけれども、残土の処理の費用を工事費に回すための手法としてうちの方で考えたのはこの発生土の固化処理という部分であります。そうしますと、その土を、全部掘削した土を搬出しないわけですから、その護岸についてはそういった形の中で、護岸を直さなくても、そういう固化したもので造りますので護岸処理はいらない。その集まった土をどうするかという部分もあります。結果的に掘削するわけですから、相当量の土が今度は、搬出はしませんけれども、その土があるわけです。その土の活用をど

うするかという部分につきましては、そこを緑地帯、公園にしよう。公園にして、近くには学校もありますので、そういった意味で、本当に公園らしい池にしようということで、一部緑地帯をそこで設けます。設けた中で、そこにせせらぎ水路であったり植栽したり、公園的なものに使おうというふうに考えているところでございます。

そうすれば、搬出するための費用が工事費に回りますし、いろいろな護岸の部分であったりほかの部分についても、公園的な部分も一部できるということで、家族連れ等々についても、年じゅうそこが、自由に入れるような形で造っていけないかなという部分で考えているところでございます。

ちょっと回答になっていませんが、でしょうけれども、改めて質問をいただきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 公園の整備、今後5年間でどのようにというご質問でございすけれども、私ども合併によりまして、新市建設計画、総合計画に載せてある公園がほかにもたくさんございます。旧海上地区、それから旧干潟地区、これらの公園につきましては、非常に景観がよい場所でございます。ですから里山とか、そういう景観のいい場所ですから、これらはそういった自然を生かした公園整備を行っていきたいし、またできるものと思っております。

これらの公園につきましては、今整備していますパークゴルフ、これは今年度で終わります。あと袋公園、それから文化の杜公園も、23年3月には一応完成の予定でございます。これらが終了しましたら、先ほど申し上げました旧海上地区、旧干潟地区の公園につきましても、財政状況、それから社会状況等を見ながら整備を進めていければと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 農水産課長のご答弁いただいたことについては、話をすればするほど細かいことが出てくるのではないですか。やはり市民が徹底するとすれば、そういったことも含めて考え方を出していただかないと、質問しなければ出てこないという、これはおかしいなというふうに私は思います。ですから、市民に呼びかけるのであれば、やはりきめ細かいことをやらないと徹底できないのではないんですか。そういったことが、今質疑でうかがえます。

言っていることは、確かにそのとおりだと思います。それはやはりぜひ、思っ

ていること、考えていることがあったら出していただいて、それを議員に報告し、それを周知するというのが正しいやり方ではないかと思いますので、内容的にはそういったことで私はいいと思いますけれども、周知の方法については、やはり思っていることを出していただいて、それで進めていくということの方向性をぜひお願いしたいと思います。

長熊の関係です。今、手元に物が無いから話ができませんけれども、想像だけしか分かりません。そこで欠点があります。あくまでも、課長いいですか。先ほど私が言いましたように、相談、庁内でした、コンサルタントの意見が出た、これはいいでしょうね。地元の、20年もかかってきてご努力いただいた方のご意見も伺った、いいですよ。では問題がまだあるのではないですか。今のご答弁ですと、観光協会の中に、釣り関係の方もいますよという内容ですよ。そこに相談しないんですか、こういう問題がありながら。

ではあそこは、旧干潟町だけのものですか。合併をしたという位置付けからすれば、大きな観光資源ではないですか。それをどう有効的に使っていくというのが市の姿勢ではないですか。それを、今問題があるということですから、問題をどうしたらいいのかどうかということの議論がなければいいものができません。あそこだって公園の1つです。緑も必要であればさらにプラスになるでしょう。都市公園という位置付けではなくても公園という位置付けからすれば公園が増えるでしょう。観光という資源を大事にしていくという先人からの指導とか、あるいは教えとか教訓があるとすれば、あそこを本当に親しめる憩いの場所として、観光資源の位置付けとして、今よりももっとすばらしいものにしていこうという発想がなければ、ただあそこは20年たったから栈橋は同じものでやりましょう、あるいは汚泥が搬出困難だから新しい工法でやりましょうという、現状と全く変わらないではないですか。そのことを私は指摘したいんですよ。

例えば、では栈橋が幾つ必要なんですか、今の案では。それも聞いていません。多くなるんですか、少なくなるんですか、それで検討しましたか。私は調べました。袋公園を思い出してください、東溜。あそこに栈橋ありますか。あそこは周りから釣っているんですよ。ということは、どなたも同じく、同じような状況の中で、ヘラ釣り大会あるいはヘラを楽しむんです。いいですか、課長。そうしたら、では今現在、上から見てもいいでしょう。長熊の釣り堀があります。真ん中に5本ありますよ、老朽化した。あの周りから釣るっていうことを考えましたか。周りから釣れば何百人あそこに行かれますか。そうすると同じような状況で、釣りというものは、真ん中に行ったらいい、その深い。何も自然の変化がないから、みんなわきに寄ってしまうんですよ、端に。そうすると、浮栈橋の端に行った人が釣れるんで

す。その辺課長分かっていますか。それが専門家の知識ではないですか。

それを地元の方々に意見を求める、これはいいでしょうよ。しかしせっかく、いいですか。私インターネットでひきましたよ。あのね、旭市にオザワヒロシさんという方、ご存知ですか。あの人は今日本だけではない。千葉県の工芸の指定、いただいていますけれども、あの人はワールドワイドですよ。今韓国でオザワスイホウという名前を知らない人はいません。その人が、一生懸命工夫して、ヘラ釣りのために自分の創作意欲を高めて目標を持ってきたことが、今世界的に認められているんですよ。しかもコヤマケイゾウさんといえば日本のトップですよ。その方と指導いただくというか、連携プレーをして、今世界のコヤマさん、もちろん日本ではトップですけども、そういうもう365日のうち250日以上釣りをやっている方と一緒に浮きを作っているという、そういった人が旭市にいますよ。その方は、観光協会のある会の事務局長ですよ。

そういう専門的な方々の意見も聞かないで、地元だからといって地元の意見だけを、要は片一方だけしか情報を得ないという、そういったことではいいものはできないのではないですか。それが今12月議会に、設計をしようとしているにもかかわらずまだ難儀をしている、基本設計すらできていない。ならば、そういう観光協会に入っているその会が幾つかあるでしょう。もう片一方、もっと次の次の、1つの意見ではなくて、2つ、3つ、4つの意見というのがもらえる環境にないですか。それは、市民の方々からの意見が聴取できる。まさに市長が市民参加というふうに言っているではないですか。そういったことをなぜできないんですか。

もしも、今現在基本計画もできていない、そういう中で実施設計までやっていく。実施設計がもう決まったら、あとは工事しかないではないですか。もっとやるべきことは今ありませんか、課長。

ということは、釣り堀という、その管理施設ということからすると、私も釣りをやっていますから分かるんですよ。富里にはいい環境のところがあります。そこには栈橋がないですよ。ぐるっと歩いて行って安全性を高めて、みんな同じような状況で釣っていますよ。私だって知っています。ところが、市の方では、こういう企画、基本計画を設計を立てましたということを出せないではないですか。ならば市民の力をかりましょうよ。

ということは、要は今困っているという状況の中で、そういう違った腕をおかりすると。決定権というのはありませんよ。参考意見を聞いてもいいのではないですか。そういった検討委員会というものを今作れませんか。それで意見を十分に聞いて、コンサルタントの意見

と、それで地元の、これ見てくださいよ。ここに、これがコヤマケイゾウさん。これがスィハウさんですよ。オザワさん、ヒロシさん。オザワスィハウさん。世界的な方ですよ。そういったことが分からないんですか。こういう方の意見をなぜ聞けないんですか、新市として。

これから本当に旭市を、まちづくりをどうするかという、そういう状況の中で、一番大事な時期に、コンサルタントの言うことも聞いてもいいでしょう。地元の意見も聞いてもいいでしょう。まだ聞くところが足りないのではないですか。それを設計に生かして、それでなるべく安く、最少の経費で最大の効果を生むような意見を十分にもらってコンサルタントにさらに調整をしてもらって、それで実施設計に向けて、これでやっていこうと。ならばもっと安くできるなというようなことを市民ぐるみで考えるといういいチャンスではないですか。その点どうですか。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、今の質問に対しまして2点お答えしたいと思います。

1点目ですが、1つは基本設計。基本設計については、一応完成はいたしました。ただ、その中で、金額的な調整は、あくまでも基本設計は出てきましたけれども、それは実施をするための基本設計、業者委託をしたものであって、調整しながらしたわけですが、あくまでも参考として、この次の実施設計の中に生かしていきたいというふうに思っております。

ですから、まだ多少金額の調整はありますが、それを含めて実施設計の中で生かしていきたい。あくまでもこの基本設計については、調査的、技術的なものについては、当然その形でいきますけれども、そのものを使ういろいろな材質等々については、ある程度これで参考といいますか、ものは出たんだと。それに対して、事業執行者としては、それを踏まえ、金額的なものの調整を、財政的なこともありますので、調整した中で、実績の中で生かしていきたい。

もう1点、申し訳ありませんでした。旧干潟町ということの中で済ませてしまったような気がします。

これにつきましても、今お話がございました検討委員会を作ってやったらどうかと、そこまでいくかどうか分かりませんが、確かにオザワさんとも面識もありますし、旧旭市の方の釣り大会の方に私も参加しておりますので、そういったノウハウをいただけるように、指導いただけるように、これもこれから実施設計を進めるまでにちょっと時間もありますし、実施設計を進める中においても、そういった指導等をいただきながら実施設計を進めていき

いというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 副市長にお伺いいたします。

今、担当課長は大変ご努力されているわけですよ。これ認めますよね。しかし、そんなに課長困っているわけですよ。私今申し上げましたけれども、旭市にもそういう専門家に値する人がいるわけです。今、課長は、そのオザワさんにも協力願いたいということですけども、これもまた一つの考え方ですよ。副市長、違いますか。

もう一つ、もう一つがあってもいいのではないですか、時間があるとすれば。実施設計に入るまでに基本的には変わらないと今答弁いただきましたけれども、ではどういう設計なんですか、見せてくださいよ。

副市長、基本的なこと言いますよ。私が調べた範囲では、安全性を考えると、浮棧橋はいりませんよ。周りの今崩れを心配していますけれども、そこに釣れるように出せばいいではないですか、ずっと。そうしたら浮棧橋の予算はいりませんよという考えも一つにはあるということです。それは、たまたま私は聞いたんですよ。私も釣りに行ったこともありますし、一応見聞はあるつもりですが、まだまだ専門的にはできません。しかし話を聞くとそういう話が出てくるんです。

例えば汚泥を拾った後、20年後どうするんですか。また同じような工法でやるんですか。そしたらまた埋め立てなくてはいけないではないですかというふうに、議論になりませんか、副市長。その場合には、暗渠か何かでやって、時たま時たま汚泥を吸い上げる。そうすれば20年たまらないではないですかという意見がぼぼっと出てくるんですよ。そういった意見をなぜ反映しないかということです。お金がかかることではないでしょう、これは。

ということをお願いしたいわけです。実施設計がまだならば、その前段で、今、課長、本当にお骨折りをいただいているわけですから、そのコンサルタントで出てきた案というものが、それは多少崩れても、コンサルタントには申し訳ないけれども、お金を250万円払ってやってきたということですけど、でも高額でしょう、結果的には。対応できないとすれば、では、もっと安くできないかという検討をしてみてもいいのではないですか。

そういう検討を、何名か、もちろん地元の方にも入ってもらった方がいいでしょう。今、私が紹介した方も入ってもいいでしょう。私言うつもりなかったんですけども、きょう傍聴に来られている林議員は観光協会の会長であり、しかもそのヘラ研の睦会の会長ですよ。この方になぜ話をしないんですか、身近にしながら。という、ヘラ研だけではありません。

もっと会があると私は知っていますよ。

副市長として、その点、もう時間がないでしょうけれども、その中で今度、今後の運営ということも、専門的な知識もきっと得られると思いますから、事業を、工事を推進した後にも、そういった方々のお力というのはもっともっと必要になってくると思いますし、将来的には観光協会でぜひお願いしたいという話にもなるかも分かりません。これは分かりませんが、取りあえず設計の段階として、もっともっときめ細かな議論ができないか、意見をもらえないかということについて、副市長どうですか。

○委員長（向後和夫） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 今、神子委員の方からいろいろご指摘いただきました。確かに、専門家の方がほかにもいるということも、私も今お聞きしてよく分かりました。

実施設計は、これから予算を承認いただいた上ではやるわけですが、それに先立ちまして、今おっしゃられた専門家の方のご意見を伺いながら、どういったらいいかということとを伺いながらやっていきたいと思います。ここに林議員さんもいらっしゃいますけれども、そういった方々のご意見も伺いながら、最終的に市として決めていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 確認ですが、そうしますと、入札は、これ今設計出ていますけれども、恐らく年内にやるでしょう。施設が先か議論が先か、意見を求めるのが先か、誰が考えても分かります。結論は後でもいいではないですか。工事は後でもいい。よりいいものを造ろうという、そういう基本理念に立って、今、副市長が言われましたように、ぜひ複数の意見を聴取をして、そこに反映できるように。場合によっては、設計が変更になってもいいではないですか、基本設計が。

ということを考えておりますけれども、その点は担当課長でもいいし副市長でもいいからお答え願いたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） これからの、また同じ答弁になりますけれども、実施設計をすすめる中で、今、指摘された部分につきまして、加味していきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 執行者の市長に次ぐ副市長として、今、課長が申されたことを、新市と

して受け止めていただいて、ぜひ実施設計までに、本当の意味でざっくばらんに、意見が聴取できるように、すばらしい観光施設ができるように、一つ意見聴取の場所を作っていただくことを望みます。強く要望しておきます。

○委員長（向後和夫） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時29分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

神子委員。

○委員（神子 功） いろいろ答弁ありがとうございました。一応検討をしていただくような会を作っていただくということで、よろしく願いしたいと思いますが、確認させていただきたいんですが、今、担当課長の方からは、巨額なお金がかかるということでございましたけれども、長熊の釣り堀を整備するためには、一応今金額が出ているのは1億6,000万円ぐらいですか。これがかかるのではないかなということだけしか伺っておりませんけれども、ポイントで結構ですから、全体的な、今コンサルタントが基本設計で示されている内容というのは、今現在どの程度の金額になるのか。そして、汚泥の処理はどの程度かかろうとしているのか。浮栈橋を新しくした場合にはどうなのか。そういう幾つかのポイントがあると思いますけれども、全体の予算、新しい工法を使った汚泥の処理の方法、それから問題となっている護岸の崩れとか、浮栈橋の老朽化に伴う対応についてはどうなのかということについて、金額的にお示しをいただきたいと思います。

それから、ここは自然が非常にいい景観としてずっと長年来ました。それがきっと地元から愛されている釣り堀センターの位置付けだと思います。したがって、ある池を、やたら埋め立てるとあるとすれば、それはもとに戻すことが大変でございます。自然を守るという観点からコンサルタントにはお願いしてあると思いますけれども、その点自然を守った観光施設にしていくお考えなのかどうか、確認のためにお伺いしておきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○**商工観光課長（神原房雄）** 1つ、今お話の中で金額を明示してくれという部分なんですが、確かにコンサルのパターン1、パターン2、いろいろありますので、またその中でどれを採用して、その中のどれを検討してこうするという部分については、一応新年度予算の中での問題もありますので、その数字については、ある程度のうちの方で固まりました。

これについては、また財政と協議をしなければなりませんので、そういった事業費についてはご勘弁願いたいというふうに思います。

今、コンサルの数字としては、4億円という数字が出てきておりますけれども、あくまでもこれはいろいろな想定があるわけでありまして、さっきも言いましたけれども、土を搬出すれば1億6,000万円とか、その量によって1億2,000万円かかる。その場合のパターンとしては幾らというふうに、工事費が総体で出てきますから。ですけれども、それは先ほども言いましたけれども、あくまでも基本設計は、技術的なものについてはきちんとやってもらいますけれども、実際どういうふうな手法でどういうふうにするというのは、あくまでも事業執行者側の、私どもの考えでありますので、これはあくまでも参考の数字ということと私は思っています。

ですからその中で、先ほど言いましたけれども、都市整備課で数字的なものはノウハウを持っていますので、都市整備課とまたうちの方でも、独自に見積もりをとりながら、その部分の数字調整をしています。

その数字については、ある程度固まりましたけれども、これはあくまでもその新年度予算の中で来年度の工事費が幾らというふうに出てくるわけですので、その数字については今ちょっと、財政とも協議してございませぬし、それについてはちょっとご勘弁を願いたいというふうに思います。

ただ、パターン1、パターン2、いろいろな部分の中では、3億5,000万円から今4億3,000万円ぐらいの、そのパターンとしてはコンサルから出ておりますけれども、その数字は、ですから数字がひとり歩きをすると、これだけかかるんだというのが必ず外に出ますので、はっきり申し上げておきますけれども、この数字というのはあくまでも浮棧橋を幾らでやったらとか、いろいろ想定がありますので、その中でのものであって、最高のものと最低のものではまた違うわけでありまして、ですから、その議論については、新年度予算で数字を出したときに議論をお願いしたいというふうに思います。

今現在のパターンの、いろいろなパターンのコンサルの数字としては、そういった数

字が出ているということでございます。

（「自然の」の声あり）

○**商工観光課長（神原房雄）** 干潟町のあの地域については、自然そのものの部分でございますので、その自然を壊さないという手法で工事をしていきたいと。

その1つが、先ほど申し上げました固化してその汚泥を使うと。固化したものについては、自然にその土壌自体が、専門的な部分についてはちょっと説明が難しいんですが、一般的には固化するというふうになると、セメント工法でやるわけですが、そういうものではなくて、自然に優しい部分の中での整備方法というふうに考えております。

それから、今後の汚泥の問題につきましても、余り汚泥はたまらないような、循環施設もある程度考えておりますし、ある程度こういう汚泥が、そうはいっても汚泥もたまりましますが、それについては精製して、もう1回水を戻して、上水は外へ流すというような形も考えておりますので、できれば現場で説明する時間があれば、そこで詳しく説明したいというふうに思っております。

以上です。

○**委員長（向後和夫）** 神子委員。

○**委員（神子 功）** これは、コンサルタントの検討した内容というのが、今出た3億5,000万円から4億3,000万円ということではっきりしたことは言えないということは重々分かりましたので。

そういったことがかかるわけですから、先ほど申し上げましたように、いろいろな意見を聴取していただいて、なるべくそれが安価で効率的ないいものができるようなことというのが、きっと方向付けが出ると思います。

そういった意味でも私は、そういう検討する会を作っていただくことが、経費が安価で、そしてまた目的、自然を守りながら楽しめる、その憩いの場所としての観光資源、観光施設ができるというふうに思っておりますので、ぜひ大変でしょうけれども鋭意努力をお願いしたいと思います。

それから、参考までに、要するに池の深さというのは、フナの放流量と比例するわけですよ。要は、あまり深くやると放流をしなければならないということになりますから、その辺はきっと専門家の方々の意見をいただければ、どのような管理をしたらいいのかどうかということは、これは今後のことですが、そういった意見も十分に聞けると思います。全体的な構想の中で、十分関係者の方々の意見を聞く場所を作っていただけるということで

すから、その点じっくりと話し合っていて、いいものができるようお願いをしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑は。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 座ったままで。

今、嶋田委員、神子委員が言われたことと同じことなんですけれども、まず最初に長熊のことにつきましては、基本設計が完成しているということであれば、実際には、口頭だけではなくて、書類が出ていれば、委員の皆さんに見てもらって差し支えないのではないですか。出していただきたい、この会で出していただきたいと思います。

それと、検討委員会云々という話ですけれども、本当に確約していただけるんですか。例えば今、大先輩の観光協会の会長でおられる、林先生がいるんですけれども、そういう意見を聞くとか、地元だけではなくて、観光全体としての意見を聞くとか、そういうのも絶対必要だと思うんですよ。

先ほど神子先輩が言われましたように、例えば袋の東溜公園というのは、ヘラブナの研究会の皆様が栈橋を自費で造っているんですよ。何も市でやらなければしょうがないということもないんですよ。そういうことで多分、神子委員も言っていると思うんですよ。私もパレットですか、空きパレットについては、結構提供したことがあるんですよ。そういうことで、何も経費をかけなければしょうがないということはないと思うんですよ。

もう一つ、先ほど汚泥の固化というんですけれども、それにつきまして石炭灰を使うということになると、それpHってどのくらいになるんでしょうか。あまりにもpHが上がっているようであれば環境汚染になると思うので。

それともう一つです。あとトマトの黄化葉対策につきましては、実際には面積に対して、今想定しているのはJAと今度の2分の1やるということで、全面積のどのくらいになるのでしょうか。それで、昔ナシですか、ナシの赤星病ということで、カイヅカイブキですか、全部切れというような、そういう指示も出たんですけれども、実際には民間ではそういうことまではしていないのが現状なもので、これは民間、民間というより家庭園芸でやっていることにつきましては、あまり効果がないと思うんですよ、はっきり言って。

ですからもっと、そうではなくて、周年でトマトを作っている人、それから春ですか、夏作でトマトを作っている人に対するネットの対策とか、もうちょっと厚くしていただかない

と、実際にはだめではないかと思うんですよね。継続してぜひやっていただきたい。

それともう一つ、農薬というのはほとんどないというのが現状なんですよ。そういうことについても、農林省がやっているわけですが、裏は厚生省がやっているわけですよ。その辺にもやはり、もう千葉県より半分、日本の半分はこれにもう侵されているわけですから、そういう農薬をどのように使うとか、そういうことにつきましても、ぜひ発信していただきまして、例えばもうちょっとオンシツコナジラミに対する農薬を、これはもうちょっと間隔を狭めてとか、いろいろな農薬をかけてくれとか、そういうことはやはり行政が国に対して言うべきではないかと思うんです。ただ自分らだけでやったって、今言ったように、民間というか家庭園芸の場合だったら、抜いたらそれで終わりで済みますけれども、やはり我々はキュウリやトマトで生きているわけですから、それをやめるということになれば、やはり今、旭市が420億円くらいの農産物の出荷量があると言っているけれども、実際にはもう経費が底上げしていったって売上げが残ってても実際の手取りの金額はずっと少なくなっているのが現状なもので、そういうことにつきましても旭市としては、やはり県内で一番の農業生産額があれば、そういうことについてきめ細かい対策ですか、それもぜひ課長にお願いしたいと思います。

これはどのようになるかわからないんですけども、農薬と対策、この2点についてお答えいただきたいと思います。

それと、下宿公園ですけども、なぜ突然にこんなことが出てきたのでしょうか。袋Ⅱ期で地権者の説明会までして握りつぶしにして、市長は去年の12月に一般質問で言いましたけれども、やらないって、公園はあまりやらないと言いながら、基本計画に出てくるからばっと出す、こんな話があるんですか。

それで、実際にはこれ県までいっているそうですね、違う予算として。これもおかしいでしょう。だったらそっちを先にやるべきではないですか。何であっち側に行ってしまったんですか、継続事業だったところが。でなかったらやるべきではないではないですか。

今度長熊だって3億円とか4億円、本当にやっていったらかかるわけでしょう。少なくとも5か年計画の中で、管理費を含めたら23億円公園にかかるんですよ。産業対策は28億円しかないんですよ。本当にそれでいいんですか。その辺を基本から考えてもらいたいんですよ。

皆さん、公園の人らは分からないですよ、都市整備課だか商工観光課だか分からないんですよけれども、皆さん全部行っていますか、下宿に。ほとんどが荒地と耕作放棄地ですよ。その人のために、官製地上げをして買ってあげるんですかということなんですよ。飯岡の人は

そんなに望んでいませんよ、はっきり言って。何で望んでいない事業をやるんですか。

だから先ほど、神子委員が言ったようにもっと精査すべきだというのはそういうことなんですよね。これにつきましては、副市長の答弁をお願いしたいと思います。

以上。

○**委員長（向後和夫）** 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○**商工観光課長（神原房雄）** 基本計画につきましては分かりました。これをさっそくお出しします。

それから固化するのにpHというお話がありましたが、pH自体は現状が7.5から8ということでありまして、この固化剤を使ってもそのものは変わらないということでもあります。逆に、コンクリートの場合ですと9から10に、アルカリが強くなりますので、そういったものに変わると。そういった意味では自然に優しいという部分。

この固化剤ですが、この固化剤の物質ですが、酸化カルシウム、酸化ケイ素、酸化アルミニウムを主成分としているという部分でございまして、エコマーク、エコ商品としての認定も受けております。もちろん建設情報誌等について、積算資料についてもこのものは掲載されているところでございます。

以上です。

○**委員長（向後和夫）** 農水産課長。

○**農水産課長（堀江隆夫）** それでは、トマトの黄化葉巻病の関係でございますけれども、全面積のどのくらいを考えているかということでございます。

冒頭の説明の中で、野菜構造改革促進特別対策事業、これは国の補助金が実は今用意をされております。ネットを張った場合、あるいは害虫の誘引ですか、あるいは粘着資材、そういうものを購入した場合、そういうものを国が2分の1以内補助をするというものであります。なるべく市はこういう事業を使っていただきたいということで今考えております。国の事業を使える方は国の事業を使っていただきたい。ただここに問題がありまして、この事業は市を経由しないで農協が直接的に県を通じて国の方に申請をすると。

今、市内の中では、農協に出荷されていない方、あるいはこういう事業に乗れない方がいらっしゃると思います。そういう乗れない方をそのままにしておきますと、農協出荷をされている方からも、自分たちが一生懸命やってもほかの方がやらないと、うちの方へ入ってきて困ると、そういうことがあります。

そんなことで、スタンス的には国の事業をぜひ使っていただきたい。ただし、国の事業を使えない方について、やはりこれは市としては、そのまま放っておけないというようなことで、今回市単独で事業を、仕組みをさせていただいたものでございます。

想定的には、多分農協出荷等で乗れない農家の予算的には10分の1程度の面積ということで、我々は理解をしております。

ただ、この事業につきましては、多分千葉県下初、旭市で実施をするかと思います。県の方にも、この病気対策、本当にやってくれというようなことで、先般も各振興センターの担当がカトウ部長、県のカトウ農林部長に呼ばれて状況を説明したということで聞いております。

ただ、県は、新年度予算で多分やるかと思うんですけれども、旭市にとりましては新年度ではなくて、この補正でぜひ農家、少しでも対策を講じていきたい、そういう趣旨で今回は補正に出させていただきました。

あと農薬の関係ですけれども、その部分につきましても市長の方からも、使える農薬ということで言われております。国の方にしっかりと伝えていきたいな。

ただ1点、実は今ほとんどのトマトのハウスの中には、マルハナバチというハチが受粉をしているのがあります。そういうものとの関係も若干あるのかな。

それともう1点は、この病気の耐病性のある品種、これを国の方にぜひ作っていただきたいということで今要望をしております。ただ、聞くところによりますと、できたんだけれどもやってみたらあまり耐病性がなかったということです。そんなことでさらなる試験研究をお願いをしていきたいなと、そういうふうに考えております。

いずれにしても農薬問題、すべて含めまして、旭市で初めてこれをやらさせていただいて、それを県あるいは国の方に、やった結果等をしっかり伝えて、ぜひ全県あるいは全国的な取り組みをお願いしたいということで発信をしていきたい、そういうふうに考えております。

○委員長（向後和夫） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 下宿ふれあい公園の関係のご質問でございます。

全体的な話になりますが、本会議の方でも担当課長の方から説明を申し上げたのと重複するかもしれませんが、下宿ふれあい公園につきましては、新市建設計画、旭市の総合計画に一応位置付けをされておまして、それに基づく事業というふうに私の方も理解しております。

先ほど議員さんの方から、飯岡の人が望んでいないとかというようなお話もありましたけれども、この新市の建設計画は、地元の方々の意向を反映されたものだというふうに私としては思っていきたいと思っております。

○委員長（向後和夫） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 先ほどの神子委員のお話と同じなんですけれども、例えばこの下宿公園につきましても、そういうような検討とかそういうのは、民間を含めてではなくて、それは事務局だけで決めたことなんでしょう。でも本当に地元の人が必要だと思っていることなんでしょうかということなんです。だから、もしこれであれば、さっきの長熊公園と同じように、やはりもうちょっと検討してみてもいいのではないかな。今本当に必要なのか。

もう500億円も負債があるわけでしょう。その中で何でやっていかなければしょうがない。もう18.5を超えているわけでしょう。どんどんどんどん上がっていくわけでしょう、公債費比率が。実質公債費比率が。そういう中で何でやらなければしょうがないのか。違うところが先に、やるべきところがあるのではないかとということで質問しているんですけれども。では、新市建設計画の中で、例えば持論なんですけれども、道の駅構想があったの消えているでしょう。5か年計画の中に消えてしまったでしょう。それはどう説明付けるんですか。のってればやる。のっていたものを消しておいてやらない。そういう話ではないでしょうということ。

副市長お願いします。

○委員長（向後和夫） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 事務局で決めたことという言い方は、ちょっと私もよく理解できないんですけれども、それぞれ毎年行う事業につきましては、当初予算の予算要求の段階からいろいろな形で議論をして、内部で財政課とも、将来的な実質収支比率とかそういったものも踏まえた中で取捨選択をされて最終的に市長が決定をしていることですので、私としてもその辺は、個人的にどうというものなかなか難しいんですけれども。

道の駅構想について、私もちょっといきさつを知りませんので、ちょっとコメントできません。

（「どうもありがとうございました」の声あり）

○委員長（向後和夫） ほかに。

平野委員。

○委員（平野忠作） では、トマトの黄化病の関連でちょっとご質問します。

トマトは、多分これは土壌栽培、要するに土の栽培のことを意味していると思います。しかしながら、この市内にも水耕栽培というトマトを扱っている業者がたくさんあると思いますけれども、その辺に関しましてはこの病気は全然出ないもののでしょうか、それとも。もし出たらその対策は同じようにやるものなのでしょうか、その辺お願いします。

○委員長（向後和夫） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） この病気につきましては虫が、先ほど言いましたようにコナジラミという小さな虫が媒介をするということで、それがトマトに行って、トマトにウイルスをやると、そのトマトが病気にかかってしまう。そのトマトからトマトにかかるということはありません。コナジラミがまた次へ行ってしまうという、そういう仕組みでございます。

そんなことで、水耕につきましても、ネットを徹底しないと中に入ってやられるという部分があります。

そんなことで、水耕のトマトの農家につきましてもネットの徹底、そういうものをこれから図っていく予定で考えております。

○委員長（向後和夫） 質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、第1号中の所管事項の質疑を終わります。

それではここで審査は途中ですが、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第3号について、下水道課長より補足して説明がありましたらお願いいたします。

○下水道課長（中野博之） 本会議でご説明いたしましたほかには特にございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、都市整備課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、地区計画についてご説明させていただきます。

皆様のお手元に資料を配布させていただいてございますけれども、絵のかいてある方を最初見ていただけますでしょうか。住宅の絵がかいてある資料です。

まず最初に、この制度はどのようなものかということを説明させていただきます。

この制度は、都市計画区域内での適用の制度でございます。ですから、旧3町においては、この制度は全く関係ございません。

この制度の特色といいますのは、その地域においての用途を厳しくしたり、または緩和したりする制度でございます。

小さなエリアごとに設定しまして、住民が主役になり、地域の実情にマッチした計画を作って、よいまちづくりを行っていくというのが一番の特色でございます。各地域においてコンパクトなまちづくりができるということでございます。

この絵にかいてございますように、例えば一番右側の用途純化というのが住宅の絵、点線で引いてあります。例えばこの小さなエリアにおいて……。

その前に、これは、この絵の想定は、住居地域系の想定でございます。住居地域の線引きがしてある地域です。住居系の線引きしてある用途といいますと、旧旭地区ですと2種類ございます。全国ですとこの用途地域というのは12種類ありまして、住居系が7種類、それから商業系が2種類、工業系が3種類です。旭市の場合は、この中のうち、12種類のうち6用途を定めてございます。住居系が2つ、それから商業系が2つ、工業系が2つです。こちらの絵は住居系を想定した絵でございます。

これはまず最初に厳しくする方法を説明させていただきます。この地域においての用途で決められた用途、建築基準法、それから都市計画法、それで決められた用途をもっと、規制を厳しくする方法をまず最初に説明をさせていただきます。

先ほど申しました右側の一番、用途純化といいますと、ここの地域で決められた方法より、例えば屋根や外壁の形状を決めましょう、例えばこの絵のあるような形にしましょうや、それから垣根です、垣根を設けましょうや、そういった細かいことを定めます。それから、その隣の壁面の位置の制限というのは、道路が狭い場合、ではうちはセットバックにして建てましょう、そういったことです。

それから高さの制限、これが今一番日照権で問題になる点でございます。高さを、住居系でも高さが制限がある所とない所がございます。ここでは、高さの制限のないところに、例えば10メートルで高さを抑えましょう、そういう規制を作るわけです。

それから一番左側の細分化防止ということでございます。これは、敷地をある一定以上小さくしてはだめですよということです。これは、この用途地域では構わないんですが、それはやらないことにしましょうということです。

それが規制を厳しくする方法。逆に、今度は緩和する方法です。それは、今の言ったことと全く反対の事です。細分化してもいいですよ。高さ、これは高さは決められていなければ自由でございます。それから、ここに、下に地区施設で公園がございます。ここは公園を設けましょうということで、さあここにスーパーとかそういうの、ある一定以上のスーパーを、では必要ですから求めましょうということが出来ます。

以上で制度の使い方を終わりにしたいと思います。

フロー図を見ていただきたいと思います。

まず地区計画の原案を策定します。それで、右側に条例第3条で必要に応じ説明会の開催とありますが、これは必要に応じて原案を提示します。

その下の条例第2条で、地区計画の原案の公告を行い縦覧に供します。これは2週間行います。

ここで右側に行きまして条例第4条、区域内の土地の利害関係人は、案について意見を提出できます、ここが大きなところなんです。要するに利害関係人でないと意見の提出はできません。これが条例に基づく手続きでございます。ですから、地区計画というのは、その下に法に基づく手続きというのがございます。この前に、地区の皆さんに十分意見を聞いて、さらに作りなさいということです。それができたらこの地区計画、手続き条例に基づいてできましたものを、今度は法に基づいた手続きに行って都市計画決定までいくというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 都市整備課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 議案第4号につきましては、本会議でも法に基づいた部分で分からなかったものですからご質疑させてもらった経過があるんですが、これは本会議でも質疑いたし

ましたけれども、市長は地区計画等の案を作成しようとする場合においてはということで、いろいろお伺いさせてもらいましたけれども、今ご説明をいただきましたことを考えると、旭市でこれから、こういう条例の制定をした後に、こういう場所について特に定めていこうというような状況というのは、現在あるんでしょうか。今後の設置した後の問題、それからよく目にするのは、やはり旧旭に置き換えて考えると、旭の駅前が、仮にそういう高さの制限とか、あるいは北海道の伊達市みたいに、伊達藩と結び付きがあるということで、いわゆるかわらを、昔風のまち並木にするとかという、そういったことで条例を作っていると思うんですけども、そういったことをやっていけばまちの景観というのは一つの方向付けされますし、また今国の方でも、伝統といいますか、歴史のあるところについては少し補助を出して、何とかもう少し考えていこうと。これとは違いますが、近くでは佐原とか、あいうまち並木、景観についても、こういう形で維持していこう。

したがって、建物についてはこんな形でいこうということを考えれば、これと何か同じような感じがするなというふうに思うんですけども、旭市として条例が設置をされた以降については、今利害関係がある方が云々という話をしましたけれども、旭市としてこの地域をこうするんだという考えというのは、今現在どうなんでしょうか。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 特に特定の場所はございません。

それから、なぜこれ今回作ったかといいますと、これとは別に提案制度、議員の質疑でもお答えさせていただきました、提案制度というのが平成10年にできまして、さらに平成18年に、もっと幅が広げられました。都市計画に関すること、そういったものの利害関係者の方が、ここはこういうふうな用途にしてくださいよと、そういう提案する制度ができたんです。大いに緩和されていますので、そういった意見が出てきましたら、こういった地区計画の手法を用いてやっていきたいなと考えております。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） そうしますと、現状の旭市、この合併になった新市旭としては、今ご説明があるように、旧干潟、飯岡、海上にはこれは適さないということを今お話をいただいておりますということは、旧旭市の所だけについてこれが該当すると。市の方は、今現在利害関係については、現在裏を返すとならない状態だけれども、ある場合にはこれを適用すると。市の方については今のところはそれはないという、そういう考えで進むんだということでよろしい

かどうかの確認だけお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） そのとおりでございます。

この地区計画制度って、いろいろ種類があるんです。沿道型、例えば国道沿いの沿道型の地区景観ですとか、集落、農村型といいまして、農振地域におけるそのまちづくりを行うとか、防災型の地区計画とかいろいろございます。

今一番懸念されることは、大型スーパーです。大規模集客施設といいましてスーパーとか娯楽施設、そういうものが面積1万平方メートルを超えますと、いろいろな規制がかかってきます。この床面積1万平米を超えますと、例えば旭市でどこかへ作ろうやという、そういう施設ができましたら、やはりこの地区計画制度を利用していかないと建たないところが出てくるんです。ですからそういった場合には、この地区計画制度を利用しまして、その集客施設を建設の同意を行っていかねばならないと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、都市整備課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、議案第5号、あさひパークゴルフ場の使用料についてご説明させていただきます。

皆様のお手元に使用料の資料がございます。これについて説明させていただきます。

まず、使用料の基本料金でございます。

一般の方は、1回が、市内の方が500円、市外が、市外の場合ですと1.5倍の割り増し料金になります。1日が市内の方が1,000円で市外が1.5倍で1,500円ということになります。高校生以下が1回、市内が250円で市外が350円、1日券ですと500円、それから市外750円ということになります。

それから月決め会員、これは1か月フリーにできるということです。市内の方が2,500円、市外が1.5倍の3,750円ということになります。

それから道具の貸し出しも行っております。これは市内、市外関係なく、お1人100円と

いうことになります。

月決め会員の条件でございますけれども、下にご書いてございますように、この方は営業日で土曜日、日曜日、それから祝日を除いた平日でないと使えません。大会等で占有をする場合も利用が制限されることがございます。もちろんこれは大会等の利用には使えません。

それから、下の団体料金でございますけれども、これは20名以上を団体扱いといたします。下にご書いてあるとおりでございます、一般と高校生以下に分かれてございます。

これは、団体料金で使う場合、その中に月決め会員がいた場合は、その方を除いた20人以上の場合に適用させていただきます。

以上でございます。

○**委員長（向後和夫）** 都市整備課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

○**委員（嶋田哲純）** ちょっとお聞きいたしますが、一応入場者数は年間どのくらい見ておりますか。

それと、きのうちょっとパークゴルフ場を見に行ったんだけど、真ん中に建物がある周りが、水がたまっているんだけど、あれは排水のためのポンプ小屋ですか。

それと、あと3つ目は、総工費は実際にどのくらいかかりますか。それを分かれば教えてくださいたいと思います。

以上です。

○**委員長（向後和夫）** 都市整備課長。

○**都市整備課長（島田和幸）** まず、入場者数でございますけれども、私ども年間1万5,000人を想定してございます。現在のところ1万5,000人です。

それから、コースの真ん中にポンプ小屋ということですが、もちろんそういう機械の設備の小屋でございます。

（「水がたまっているんだけど、あれを、たまったのを、そのポンプ小屋から排水するわけ」の声あり）

○**都市整備課長（島田和幸）** そういうことになりますけれども、一応下には全部排水設備できております。

それから、工事費でございますけれども、総工事費は約6億円近くになるかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 前回、常任委員会の方で、糸満市のパークゴルフ場に行ったわけですが、やはり18ホールで、設備としたら石灰岩で本当にコースとしては、コースらしいコースではないんだけど、それでも年間に3万1,682人の一応利用者があるということは、これではちょっと、あんなすばらしいパークゴルフ場にしては、人数の入場者数が随分違ってまいりますので、どんな方法でもっと増やす考えはありますか。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 入場者の予測って非常に難しいので、私どもいろいろなコンサルの数字とか使ってはじきますと、かなりの入場者数になってしまいます。そういった数字をあまり信用して想定してしまいますと、収支バランスがちょっと狂うかなと思っていますので、独自の計算でこの入場者数は想定させていただきました。

お客様、利用者を増やしていくには、私ども考えておりますのは、まず今施設、隣にある健康福祉センターの一体施設として利用して、まず利用者の増加を図る。それから、観光面を生かして、隣に簡保があれば、国民宿舎飯岡荘がありますから、そういった施設に割引券を置きまして、とにかく市外から来たお客さんにパークゴルフ場を使っていただいて利用者の増加を図っていきたいと考えております。

この目的、そもそもパークゴルフ場の目的というのは、第1が市民の健康増進、それから2つ目は海岸の活性化でございますから、両方の、健康増進とそれから海岸活性化の目的を果たすように頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） それで、きのう行った感じでもって、これ駐車場が実際にこの面積で、駐車場が足りるのかなとちょっと不思議に思ったんだけど、実際にあそこを駐車場にすると、駐車場が恐らく、スペースが足りないのではないかなと思うんだけど、その点どうでしょうか。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 確かに、福祉センターと合わせても50台足らずの駐車場なんです。ですから、大会等がある場合は、海岸に私ども、自然公園の中で、駐車場としてのスペースを借りてありますので、年間通して借りてありますので、大会等の場合に置き切れない

場合は、そちらの海岸の方に置いてもらう考えであります。

○委員長（向後和夫） ほかに。

平野委員。

○委員（平野忠作） では、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、先ほど課長が簡保と、あるいは飯岡荘と、宿泊者に割引券というのを申しましたけれども、そういうところの料金はどのくらいの料金で考えているものなのか。

それと、もう一つはこの予約の方法等がまだあんまり明記されていないけれども、ゴルフ場は2か月前、一般的にはそうなんです、その辺はどのようなものかと。

それと、もう一つは、糸満市、この間常任委員会で行きまして、そのときにコース整備とか芝刈り等は地域のボランティアにかなりお安くやってもらっているということをお聞きしたものですから、その辺の配慮等はどのように考えているかと。

それともう一つ、月決めの会員が月ごと2,500円で、半年ですとだいたい1万5,000円見当になりますけれども、これをもうちょっと踏み込んだ2,000円の1万2,000円くらいで、半年くらいの、月でなくてこの半年というのを考えてはいかがなものでしょうか。

一応、4点ですか、ひとつ分かっている範囲内で結構ですのでよろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 割引の件ですけれども、これは条例が通りましたら、さらに詳しく規則を作りまして、その中で決めさせていただきますけれども、今考えているのは、割引は市外の方が、宿泊施設、市内の、市外から来て市内の宿泊施設、簡保とか国民宿舎とか民宿組合とか、それから旅館組合ですね。そういった市内の宿泊施設に泊まって利用してくださった方に対しては市内料金として扱います。

それから予約の件でございますけれども、これは市内の方は、予約はですね、ただし条件がございます。予約できるのは団体の方です。あと団体か大会等の場合です。個人では予約できません。団体の予約ができるのは、市内の方は3か月前、それから市外の方は2か月前。

ただし、簡保さんの場合ですとかそういう宿泊施設で、例えば簡保さんですと6か月前から予約とっているとかそういうのがあります。ですからそれはその事情に合わせた方法をとっていきいたいと考えております。

それから、半年の件でございますけれども、これは今考えておりません。

それからボランティアの件ですけれども、これはボランティアでやっていただく方法で今、芝等、草等の管理、お手伝いいただくボランティア制度を考えております。

ボランティアをなさってくれた方に対しては、1日券の無料券を差し上げる予定でございます。

○委員長（向後和夫） 平野委員いいですか。

平野委員。

○委員（平野忠作） ちょっともう一つお聞きしたいんですけども、そうするとだいたいこの予約というのは、もうほぼ団体客のみということで、あとはもう先着順ということでよろしいですね。分かりました。ボランティアの一応1日の利用券のサービス券ということで、はい、これも了解しました。ではよろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、都市整備課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長（島田和幸） では、第8号について補足説明いたします。

この健康パークの設置によりまして、市立公園条例の公園の中にこれを加えるものでございます。

これによりまして、市立公園は全部で21か所となります。内訳は、都市公園が11か所、都市公園以外の公園が10か所となります。

本来、このあさひ健康パークは、都市計画区域内にありますので都市計画公園に入れるべきなんですが、お隣の福祉センターと一体的な利用を図るため、管理棟をつなげますので、そういった観点から、都市公園以外の公園に入れさせていただきます。

なぜかといいますと、福祉センターの都市公園内の施設に該当しないのでこちらに入りません。都市公園の方には入りません。ですから、その他の公園の方に位置付けさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 都市整備課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、建設課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 特に補足する内容はございません。

ただし、関連しまして、図面を配ってございます。右側に議案番号が、右側の上に建設課と書いてあるこの図面がいつているかと思ひます。配布されているかと思ひます。

高橋議員が、一般質問で、進捗状況と今後の予定をという質問もありました。したがひまして、この場では、議案の補足説明というよりも、関連してこの図面でもってもう少し詳しく説明をさせていただきたいと思ひますが、よろしゅうございましょうか。

○委員長（向後和夫） お願いします。

○建設課長（米本壽一） それでは、2枚図面が配布されているかと思ひます。

1枚目は南北線でございます。

南北線につきましては、この図面、横に長くなっていますので、右側を上にしてもらいますと北側になるわけです。

赤いマークがついているのが南北線、議案では3.2キロ、起点と終点の位置を示しましたけれども、この図面では鉄道があり国道があり、さらに江ヶ崎地先までの図面でございます。線を引いてございます。

今の状況ですけれども、道路詳細設計を、国道とヘリポートまで。この赤い印の一番下にヘリポートです。一番下がヘリポートです。だからヘリポートから国道までを、道路を細かい設計をやっている最中では。

なおかつ鉄道、鉄道をまたぐ250メートルの橋の詳細設計もやっているということです。

道路詳細設計は650メートル、橋は250メートルで、国道までの距離が900メートルというような、そんな状況でございます。

この間の用地の交渉につきましては、今29名の土地を持っている方と交渉をしております。

なおかつ、物件もござひます。家屋がありカラオケの店舗がありパーマ屋さんがありということで、9名の方とこの国道までの間ですけれども交渉をしていますよということです。

なお、3.2キロ、広域農道までの距離でいきますと地権者は102名、こんな状況でございますし、境界査定をやりましたので、そのときに、もう用地交渉は進んでおると、そんな状況でございます。

今後の予定ですけれども、用地につきましては平成21年度の早い時期に、この国道までを済ませておきたい、工事につきましては22年度に終了させたい、こういった、一般質問で答弁させていただきました。今もそんな予定であります。

議案とはちょっと離れてしまいますけれども2枚目をめくってもらいますと、今度は東西線です。これは議会の中で、南北線の認定の説明あったけれども東西線はどうなっているという話がありましたので、参考までに配布させていただき、また今の状況と今後の予定を説明させていただきたいと思います。

東西線につきましては、AとBというふうに分けてございます。Aというのがヘリポートの周辺、ヘリポートというか、ヘリポートの所の道路を東に行き川島歯医者までのことをいいます。この図面でいきますと⑦、矢印があるところが川島歯医者です。②の矢印のあるところの辺りがヘリポートの辺りということ……、ごめんなさい。③の辺りが網戸のライスセンターであり、その南側がヘリポートがある、こんなような状況になっています。東西線Bというのは川島歯医者、つまりこの図面でいきますと⑦の矢印が入っているところの、この交差点から東へ、飯岡バイパスに向けての約900メートルが東西線Bと呼んでいるところでございます。それぞれに今の状況と今後の予定を説明したいと思います。

東西線A、ここで、この図面で赤く印が付いているところですが、道路の詳細設計はすべて済んでおります。交渉している地権者でございまして34人おります。これはあくまでも何件と申していただき。相続人が例えば20人いれば、延べ人数ではありません。34件と今交渉しております。契約済みが17件ですので、50%というような状況です。それから物件の交渉もしております。ここにはハウスがあり、千両の畑があり、また倉庫がありというのがありますので、この数は6人おります。その方と交渉中であります。工事につきましては、ヘリポートの北側、道路とヘリポートの間に水路があるんです。農業用の水路がありますので、この今付け替え作業を行っている。付け替え工事を行っている、こんな状況であります。20年度はさらに東に行きまして、用地の購入を終えた所から工事を進めたいと、こんなふうな状況でございまして。

それと東西線B、これは県に工事は委託しておるわけでございましてけれども、用地の方はもう全部もちろん済んでおります。県の方の今年の工事は、この川島歯医者側から約200メートルでございましてけれども今月発注予定と、そんなふうになっております。水路をいじったり、そういった工事になろうかと思っております。

それから、今後の予定ですが、東西線Aにつきましては20年度で用地の買収を終了させたい。工事につきましては1年遅れの21年度で終了させたい。

同じく東西線B、川島歯医者から飯岡バイパスに向かっての工事は21年度で終了したい、こんな状況でございまして。

もう一度1枚目をめくってもらいたと思いますけれども、一般質問の中で、私はこういうふうに述べさせてもらいました。これ右を上にしまして、北をまた上にしてもらいたと思いますけれども、ヘリポートの所から県道銚子旭線、最初の交差点、この図面でいけば⑤の矢印があったり④の矢印がある、この交差点が県道銚子旭線になるんですけれども、これにつきましては21年度、つまり東西線の車が入ってきたときに、中央病院の駐車場の中でうろうろされては困りますので抜け道を造りたいので、銚子旭線のこの位置までは21年度の完成を目指しますと。さらに、北へ上がりまして、国道までは先ほど言ったように22年度の完成を目指します。こんな今の状況になっております。

議案の説明とはちょっと離れてしまったかも分かりませんが、以上で説明を終わりにいたします。

○委員長（向後和夫） 建設課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 課長にお願いしたいことは、私も実際今、海上から旭旧126号線を、これ旭市内に入るときには、朝の7時半ぐらいに来ると信号だいたい3回か4回待つわけでございます。両方の車がいっぱいで、これ救急車来た場合はどうなるのかなと、そういうような考えをしているわけでございますので、これだけは今言ったように、用地買収、工事、一応これうたってありますように、延ばさないでこれ絶対やっていただけるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） とにかくこれは頑張りたいと思います。

ただ、向藤食堂の前が中央病院の玄関になっています。それが今度は東に振られ北に振られと、玄関が増えていくわけです。ですので、その辺も混雑が解消されるし、また一生懸命頑張って用地は確保したいと思っています。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後和夫） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（向後和夫） 賛成者なし。

よって、議案第1号は否決されました。

続いて、議案第3号、平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後和夫） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） パークゴルフ場の管理棟の進捗状況について、ご報告させていただきます。

この工事につきましては、平成19年9月27日に、鈴木建設株式会社と9,114万円で工事請負契約を締結いたしました。その後におきまして、工事に取りかかれない状況でございました。

議員の皆様、ご承知のとおり、建築確認におけます構造計算の偽造事件の関係によりまして、さらに建築基準法の改正がありまして、ある一定以上の建物につきましては、さらに厳しい構造計算の判定を受けなければならなくなりまして、確認の期間が相当日数を要するようになっております。

このようなことから、このパークゴルフ場の管理棟の確認申請も、平成19年の8月28日に申請いたしましたが、つい先日の12月12日に確認がおりたところでございます。これまで、工事に取りかかれない状況でございました。この間おりましたので、今基礎工事に着手しているところでございます。

非常に工期的に厳しいものがございます。現在の工期は、来年の3月21日の工期となっております。頑張ってはまいりますけれども、4か月ではちょっと無理かなと考えているとこ

ろでございます。工期の延長も考えていかなければならない状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） この件につきまして、お尋ねしたいことがあればお願いします。

神子委員。

○委員（神子 功） 今ご説明いただきまして、事情についてお話をいただきましたが、延長せざるを得ないような状況だということになりますと、繰越明許費になる可能性があるということと考えてよろしいのかどうか。

その場合には、工期がいつごろぐらいまで延びる可能性が秘めているのかどうか。この辺お伺いしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 議員のおっしゃるとおり、繰越明許を今考えております。

とにかく頑張ってはまいりますけれども、4か月では無理だと思うんです。この構造計算の適用判定さえなければ、こういうことはなかったんですが、パークのこの管理棟の場合は、鉄骨造りですと500平米を超えるとこの基準になるんですが、パークの場合は500平米にはいかないんですが、高さが、軒高といいまして高さがこれ9メートル超えていますので、それで引っかかりまして、構造計算判定を受けたものでございます。

工期の延長は、3月21日から、余裕を持ちますと2か月ぐらい、5月いっぱいぐらいまではとった方がよろしいかなと今考えているところでございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） そうしますと、入り口の部分で思いもよらなかったことができたという、そういったことなのか。あるいは専門的に認識を得ていたんだけど引っかかってしまったという、どちらなのかどうか。この辺がやはり一番の入り口の部分ですから、それによって工期が遅れてしまったということは、一応今現在7月1日にオープンということを考えていますけれども、市の方で。それがさらに延長になるのかどうか。これは結果のことですから、致し方ないというふうに思いますけれども、どんどんこれ準備が遅れてしまうという部分があるとすれば、そういう原因があるからだろうということが判断できますけれども、その点はどうだったのかどうか。

7月1日にオープンという、要は芝の養生とかということを今考えてのオープンですけれども、その前のセレモニー的な部分とかということを考えた場合に、7月1日までに予定が

間に合うのか、セレモニーはどうか、その辺の計画的なことについてはいかがでしょうか。2点だけ伺いいたします。

○**委員長（向後和夫）** 都市整備課長。

○**都市整備課長（島田和幸）** 入り口部分の考えなんですけれども、これは、設計は7月いっぱい設計会社と契約させていただきまして、7月いっぱい上げていただきました。しかしながら、設計会社の方の工事費用が高かったんです、私の方の予算を組んでいる。相当な開きがありました。それをもちまして私の方で今度は、設計計算を自前で今度やり直しました。その関係で1か月ぐらい遅れました。それに伴いまして、また構造も若干変更させていただきました。

それがあつたにしても、3か月はかからない。普通はかからないんですが、ちょうど状況的にほかの物件等もありまして、構造的には判定は東京なんです、やはりそちらで相当の日数を要することになってしまいました。

それから、ほかの影響なんですけれども、これは7月、今現在考えています7月1日のオープンに向けまして、ほかへの影響は出ないと考えております。7月1日にはセレモニー等オープンする予定でございます。また、芝の養生とかそういったものにも影響は出ないと考えております。

以上でございます。

○**委員長（向後和夫）** では、商工観光課長。

○**商工観光課長（神原房雄）** では、商工観光課の所管について報告いたします。

6月の第2回の定例会で申しあげました萩園公園のトイレの改築事業でございます。

現在の進捗状況でございますけれども、工事の契約につきましては、10月23日に契約を締結しました。丸宮建設でございます。

工期につきましては、10月24日から来年の3月10日を予定しているところでございます。11月より着手しているところでございます。

工事の内容でございますが、鉄筋コンクリート造りの平屋建ての建築面積が79.8平方メートルでございます。

トイレの概要ですが、男子トイレが5つ、小大を合わせて5つ、女子トイレが3つ、それとスロープを設けた身障者用トイレを1つ付けてございます。

そのほかに、かなりサーファー等観光客が多いということの中で、通年利用できるシャワースペースを2基設置しております。

なお、この契約の中に、既存のトイレであります、隣に古いトイレがございますが、その解体工事も含まれているところでございます。

それから、これは情報提供ということで報告したいと思います。

大型店の出店計画ということで、議員もご存知だと思いますが、ケースデンキとフードプラザハヤシの出店がございます。

ケースデンキにつきましては、地元説明会も終わりました、今縦覧をしているところでございます。場所につきましては国道を挟んだ北側の土地でございます、面積については6,149平方メートル。店舗面積につきましては2,692平方メートルということで。開店につきましては来年20年度の6月10日を予定しているところでございます。工事着工については12月ということになります。

それからスーパーハヤシですが、フードプラザハヤシといいますが、これも住民説明会を予定しておりまして、出店の場所は、これは文化会館の北東というんでしょうか。今もうネットを張ってあります。その場所でございます。面積については9,837平方メートル。店舗面積については2,160平方メートルということで、こちらの方の開店は来年の4月10日を予定しております。

あと直接の出店ではございませんが、サンモールシネマということで、サンモールの4階にシネマ6館できることになっております。3月上旬予定で、今進められているところでございます。6館で、席については全部で763席という予定をしております。一番大きなシネマで316席、一番小さなシネマで69席ということで、障害者のスペースもとってあるそうです。

以上でございます。

○**委員長（向後和夫）** ただいま商工観光課長の説明が終わりました。

何かお聞きしたいことがあればお願いします。

（発言する人なし）

○**委員長（向後和夫）** よろしいですか。

そのほか。

建設課長。

○**建設課長（米本壽一）** 建設課からは、道路と排水路の整備状況についてお知らせいたします。

市長の政務報告の中で、道路、排水路の発注件数を64件というふうに、11月30日現在の数

字を述べました。その内訳について報告申し上げます。

また、3月議会、決算議会で、一覧の資料はもちろんお配りすることになるかと思ひます。きょうは数字だけ報告させていただきたいと思ひます。

維持補修と改良、2つに分けたいと思ひます。維持補修と改良を2つに分けて報告をさせていただきたいと思ひます。

まず初めに維持補修ですけれども、64件のうち40件でございます。金額は9,200万円です。請負率は88.6%です。それから、予算の執行率は75.6%です。

続きまして、改良工事、もちろん排水も含めました改良工事ですけれども24件でございます。金額は2億1,400万円でございます。請負率は89.8%でございます。予算の執行率ですけれども60.5%です。

それと、両方合わせた工事の距離、延長でございますけれども、約6キロメートル、6,000メートルでございます。

こんな状況、中間報告ですけれどもお知らせいたします。

○委員長（向後和夫） ただいま建設課長から説明がありました。

何かお聞きしたいことがあれば、お願いしたいと思ひます。

神子委員。

○委員（神子 功） 1点だけお伺いいたします。

旧旭市の椎名団地の排水の関係ですが、一番、地域の住民の方々がずっと持ち焦がれている排水路、現在の状況と今後の見通しについて、今現在どうなっているのか、1点だけ報告いただければと思ひます。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 椎名団地の排水路、今年で工事は2年目になります。最終的には3年間ですべて終わります。ですので、20年度の工事ですべて終わる、こんな状況で、今工事をやっている最中です。

ただ、その排水路の工事ってどうしても、稲の時期、水稻の時期を外してやるものですから、完成がいつも3月になってしまう、こんな状況です。いずれにしても20年度完成という状況でございます。

○委員長（向後和夫） ほかにありますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 直接は関係ないんですけれども、中央病院に行く、大正道路、県道です

けれども、あれは、進捗状況というのはこれからの予定ですか。分かっている限りでいいんですけれども、だいぶ皆さんまだ困っているようですので。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 具体的に名前は、もう川島組の所の十字路といえば一番分かりやすいと思います。そこの所でありますけれども、今市も県も、川島組の所は用地の購入の契約はもう済んでいます。ですので、あの建物を、川島組は移動するということの準備はしているという状況です。

したがいまして、県道の方は、川島組にしても北側の家にしても、少しずつ少しずつ広がっていきます、というような状況です。

ただ、1つだけ問題ありまして、あの交差点の北の西の角に1軒、家があります。あの家だけがちょっと難航しているというのが今の状況です。いずれにしても川島組は契約が済んでいますし、県道の方もどんどん広がっていく状況ですので、もうしばらくの辛抱ということで。

辛抱して、そのうちそのアクセス道路が通れば、南北道路もかなり、全体的に解消されるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに。ありませんね。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それではすみません。農水産課から2点ほど、お手元の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

1点目の方は、遊休農地解消対策事業補助金の関係でございます。これは当初予算にご審議いただきまして現在まで、実はこの補助金の出し方、そういうものを議論してきました。

今、農業委員会の方といろいろ打ち合わせをしまして、遊休農地対策を種々やっております。

遊休農地がいろいろ出てきますと、この資料の1ページの一番下の方にありますように、産業廃棄物等の不法投棄、あるいは火災の発生、病害虫の発生、土砂等の堆積、いろいろもろもろあります。

1つ、5番目に、特に土地改良の賦課金の未納問題も出てくるということで、私は何も作っていないんだから払わないよという方も、実は改良区に聞きましたところが若干出てきたと。

そんなことでいろいろな問題が、遊休農地の発生には与えるのかな。そんなことで、今回の予算の中では、遊休農地のある方が意欲のある担い手に対して農地をお貸ししていただく。そういう場合に、担い手の農家の方が遊休農地を解消して作る場合、そういう場合につきまして、ここにありますように、10アール当たり2万5,000円を限度としまして支援策を講じたいと、そんなことで現在動いております。

以下、資料につきましては要綱等を入れてありますのでご覧になっていただきたいと思います。

もう1点、2枚の資料で、平成19年11月30日公表の農林水産統計よりという細かな資料、これをお目通しいただきたいと思います。

今まで、旭市の農業産出額は411億6,000万円というようなことで、いろいろ説明しておいたわけですが、先月農林水産統計年報が公表されまして、18年の農業産出額、旭市は418億3,000万円というようなことで公表されております。対前年に比べますと6億7,000万円ほど増えております。

ただ、千葉県につきましては、147億円減っているということの中で、旭市は農業者の頑張りの中でこういう数字を入れていただいております。もちろん県下の中で第1位という地位でございます。ただ銚子市、隣ですけれども、昨年、17年第2位だったものが今回第3位というようなことで、香取市が第2位というような地位になっております。

ただ、若干、旭市の気になるところが、17年と18年対比しまして、お米が年々落ちていきます。お米につきましては落ちている。それと野菜につきましては、若干8億3,000万円増えている。花につきましても落ちているというような部分であります。あるいは畜産につきましても、肉用牛あるいは豚、酪農ですか、この部分につきましては減っております。ただ、豚につきましては9億9,000万円ほど伸びております。

そんなことで、お米の対策あるいは家畜の中で牛の対策、こういうものが、あるいは花の対策、こういうものが必要かなというふうに考えております。

ちょっと細かい資料でありますけれども参考にさせていただければと思います。

2枚目の方には、実は全国の中の旭市のランキングが入っております。千葉県はご承知のように、第4位から3位に上がってはきました。茨城が4位になったということでもあります。ただ、旭市の地位につきましては、実は全国の中で、ここにありますように第9位というようなことで、こういう位置にあるということでご承知いただければと思います。

あと若干情報でございますけれども、先ほど肉牛が産出額減っているという説明をさせて

いただきました。ただ、市内で1つは大きな取り組みがありまして、市内の農事組合法人宮澤農産という旧干潟町に実はある会社があります。ここが実は、県内で初めて和牛の輸出をこの11月から始めております。輸出先につきましては、アメリカの方の高級レストランあるいはホテル、ここに毎月15から16頭前後、こういう頭数をアメリカへ輸出する予定になっております。先般、10日の日には出発式をやったわけですが、既に11月から2回ほど出ているということでございます。県内初めての取り組みということで、期待が高まっております。

ただ、牛肉の輸出につきましては、旭の食肉公社ではできないもので、群馬県の方の食肉卸売市場、ここを通しまして生体出荷をしている、そういう状況になっております。厳しい畜産の情勢でありますけれども、こういう形で前向きな取り組みもされているということでご紹介を申し上げます。

以上でございます。

○**委員長（向後和夫）** ただいま農水産課長の説明が終わりました。

何かお聞きしたいことがあれば。

嶋田委員。

○**委員（嶋田哲純）** 農水産課長にお願いしたいんですけれども、今農家を取り巻く情勢は、本当に大変厳しいものがございます。まず農産物の本当に、豊作になれば価格の暴落ということで、ましてや今石油から資材から値上がって、本当に農家が苦しいわけでございますので、なるべくいい補助金があれば、農家になるべく還元していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○**委員長（向後和夫）** これは要望でいいですね。

ほかにはありませんか。

下水道課長。

○**下水道課長（中野博之）** 下水道課から、本年度の工事の執行状況につきましてご報告いたします。

本年度に予定いたしました東町、網戸地先7.8ヘクタールの面整備工事及び昨年度に面整備工事を行いました箇所の道路舗装の本復旧工事につきましては、すべて発注済みでありまして、現在工期内の完成を目指し工事中で、いずれも年度内に完成予定でございます。

以上でございます。

○**委員長（向後和夫）** 下水道課長に何かお聞きしたいことがあれば。

神子委員。

- 委員（神子 功） 決算あるいは本会議でも議論した経過がありますが、今順調に発注済みの中で、年度内に終えようというような、そういう状況にあるかというふうに今説明をいただきました。

本会議、決算の中では、今が普及を高める時期ではないかと。要は、面整備終わったら加入してくださいよという、そういったことも含めてやるとよろしいのではないかなということで話はさせてもらっておりますけれども、そういった意味で啓蒙啓発、それから普及推進ということから考えたときに、今どのような状況にあるのかどうか、その点だけお願いしたいと思います。

- 委員長（向後和夫） 下水道課長。

- 下水道課長（中野博之） 前回の委員会におきましても、啓蒙啓発及び戸別訪問による接続のお願い、それから滞納の徴収というようなことを行っております。職員につきましては、毎日のように出向きまして、啓蒙及び滞納整理を行っているところでございます。

11月末までの段階でございますけれども、18年度末から比べまして36世帯、人口にしますと82人の方が接続をしていただいております。そういった状況で、今後も水洗化率の向上及び滞納の整理ということに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 委員長（向後和夫） 神子委員。

- 委員（神子 功） どうもありがとうございました。

非常に今、普及率の向上ということについては大変な取り組みかと思っておりますけれども、こつこつこつこつ地道にやっていただくことが、その成果が必ずや表れると思っておりますので、これから寒くなりますけれども、ひとつ大変でございますがよろしく願いいたしたいと思えます。

- 委員長（向後和夫） それでは、ほかにないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

- 委員長（向後和夫） 次に、陳情の審査を行います。

農水産課以外は退席をしてください。

また、委員の皆さん、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時10分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

去る第3回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第3号、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情についての1件と、去る12月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情第4号、日豪EPA／FTA交渉に対する陳情についての合わせて2件の付託陳情の審査を行います。

初めに、第3回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第3号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

次に、陳情第4号について、初めに農水産課より参考意見がありましたらお願いいたします。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、お手元の資料に基づきまして若干、我が方の課で持っております情報等につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料に、日豪EPA交渉の方針と農業の体質強化の取組という資料を入れさせていただいております。これは農林水産省の方の資料でございます。

ご承知のように、オーストラリアとの貿易交渉、今真っ盛りでやられております。ただ一番のネックが、この資料の2ページにありますように、下の方を見ていただきたいと思いますけれども、我が国と、日本とオーストラリア、これは農業の中で大きな違いがあるというようなことでございます。

この表にありますように、農地の面積では、日本とオーストラリア、89倍の面積の差があります。あるいは平均経営面積、1戸当たりの面積につきましても日本は1.8ヘクタール、

オーストラリアは3,385ヘクタール、日本との差は1,881倍という差であります。国民1人当たりの農地につきましても、ここにありますように573倍という、そういう大きな差がある、この現実が実はあります。

そういうようなことで、オーストラリアと日本が、本当に自由貿易をやったときに、日本の農業はどうなるのかというようなことで、そんなことで、1ページの上の方には、農林水産省としましては国内農業の影響を十分踏まえながら、守るべきものはしっかり守っていこうと、そういうスタンスということで聞いております。

そうした中で、資料の3ページの方をお目通しいただきたいんですけれども、ただ日本の方も、農地の面積が少ないから云々というだけでは農林水産省やっていないというようなことで、ここにありますように、先ほど議員の方からありました、いろいろな面で、今農業への支援策が図られております。特に担い手農家への施策の集中化・重点化というようなことで、ここにありますように、19年からはいろいろな制度を入れさせていただいてあります。

それといろいろ資料の中の最後のページをお開きいただきたいと思います。5ページということで申し訳ありません。

この中に、実は、オーストラリアとのEPAをめぐる動きがございます。2006年の12月11日には共同研究報告書の取りまとめということで、これはご承知のように、小泉総理大臣のときに、オーストラリアの総理大臣と、自由貿易につきましていろいろ議論をしましょうという、そういう際に共同で、2国間で研究をしていこうと、そういうものが始まったわけであります。

その中の資料としましては、実は、日本はオーストラリアにとっては最大の貿易相手国であるというようなことで、オーストラリアの対日輸出額は2005年で2兆7,000万円、そういうことになっております。

実はオーストラリアは、中国とアメリカ、これを合わせた額よりも日本に対して最大のお客様ということになっております。それと逆にオーストラリアは日本にとって、実は12番目の輸出の市場でもあるというようなことで、日本はオーストラリアに輸出としまして、約1兆4,000億円程度やっておるというような資料が実はこの中にあるということで聞いております。特に自動車等の産業が多い。オーストラリアに行きますと2人に1人は日本の自動車に乗っている、そういうことも実はこの資料の中に書かれております。

そんな中で、いろいろ今まで交渉をしておったわけですが、ここの最後のページに、下にありますように、平成18年の12月7日あるいは12月12日に、衆参両議院の中で、国とし

ましては、ここにあります米、小麦、牛肉、乳酸品、砂糖、こういう日本の農林水産物の重要品目、これにつきましては、除外あるいは再協議の対象となるように政府一体となって全力を挙げる、こういうことで了解をされているということで現在進んでおります。

そんなことで、先般も国の方に聞きましたところが、国としてはこの農産物は守りたい。守れなければ協議の中断も余儀なく考えている。そういうことで、昨日確認をしてございます。

そんなことで、国のスタンスとしては、守るべきものは守る、そういう姿勢で現在いっているということで聞いております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 農水産課の説明は終わりました。

それでは、陳情第4号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、陳情第4号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。大変ご苦労さまでした。

それでは25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時25分

○委員長（向後和夫） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（向後和夫） これより討論を省略して採決を行います。

陳情第3号、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(「不採択」の声あり)

○委員長(向後和夫) では、不採択に賛成の方は。

(賛成者起立)

○委員長(向後和夫) 全員賛成。

それでは、陳情第3号は不採択とすることに決しました。

陳情第4号、日豪EPA／FTA交渉に対する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後和夫) 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後和夫) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の協議

○委員長(向後和夫) 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

(資料配布)

○委員長(向後和夫) 陳情第4号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(宮本英一) それでは、陳情第4号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配布してございます日豪EPA／FTA交渉に対する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

日豪EPA／FTA交渉に対する意見書（案）

4月から開始された日豪EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）交渉に対し、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張すると見られています。豪州政府の要求どおり、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、牛肉、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円の打撃を受け、関連産業や地域経済への影響をふくめると2～3兆円規模になるとされています。

また、食料自給は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったオーストラリア産の農業生産は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安定保障を危うくする結果を招きかねません。

よって、国においては、日豪EPA／FTA交渉にあたっては、下記事項について特段の配慮をなされるよう強く要望する。

記

1. 日豪EPA／FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目について、関税撤廃の対象から除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は交渉を中断することを求めます。

2. 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

これは内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣あてでございます。

以上であります。

○委員長（向後和夫） ただいま事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようでございますので、陳情第4号の日豪EPA／FTA交渉に対する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長(向後和夫)** ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、ただいまご協議いただきました意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴う議会制度の見直しの中で、去る第3回定例会において、委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え理由を付け委員長が議長に提出しなければならないと改正いたしましたので、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

では暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

意見書の審査

○**委員長(向後和夫)** それでは、続きまして、道路整備促進期成同盟会千葉連合協議会より依頼のありました意見書の提出についての審査を行います。

この取り扱いにつきましては、先日の全員協議会において、所管の建設経済常任委員会で審査をお願いしたい旨の依頼がありました。本委員会で審査するものであります。

なお、参考意見を聴取するため、建設課の出席を求めました。

それでは、依頼のありました中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書の提出について審査を行います。

初めに、建設課より参考意見がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○**建設課長(米本壽一)** それでは、資料に基づきまして意見を言わせてもらいたいと思います。

道路整備促進期成同盟会千葉連合協議会の会長である茂原の市長から、この文書が届いたものでございます。

これはもちろん、旭市長も、銚子連絡道関連の期成同盟会の会長であります。ですので、同じような考えがあるような状況であります。

後ろに、国に提出する意見書の案が届いているかと思えますけれども……

(発言する人あり)

○**建設課長（米本壽一）**　そうですか。ごめんなさい。資料があらうかと。

大変失礼いたしました。

ではもう一度ご説明というか、これはあくまでも意見ですね。

今説明したとおり、こういった期成同盟会の会長、茂原の市長から依頼のあった件でございます。

1枚めくってもらいますと、後ろに国に提出する意見書の案がございます。これにつきましても、後ほどこの内閣総理大臣ほかあて名が書いてございますけれども、衆参の議長にもぜひ提出していただけないだろうかという話もございました。

さて、この道路特定財源関係の説明に少し時間をいただきたいと思います。今さら申し上げることもないかと思えますけれども、この道路特定財源というのは、使い道を限って、国と地方が目的税の形で集めているという財源でございます。昭和29年に導入されたものでございます。現在、国と地方を合わせまして5兆6,000億円という税収でございます。

2つ目に、現在の国の状況。もちろん新聞見て分かっていると言われてしまうかも知れませんが、今の国の状況、政府与党は、今月7日に見直し案というものを作ったわけでございます。その見直し案というのが揮発油税、ガソリン税でございますけれども、本来の税率に上乗せしている暫定税率というものを、向こう10年間、来年度から10年間継続維持したいと。でも、一般財源化の議論がされていまして、10年間、当初は65兆円という数字を出していましたが、それをちょっと下方修正しまして59兆円という数字を出しました。この59兆円というのは、道路整備計画に幾ら使うという59兆円です。残った分を一般財源化しようということで譲歩案をやったというのが今の国の状況です。

一方、民主党につきましては、いやいやそうではないと。こういった暫定税率とかこういうものは廃止しようというような、そんな国の状況であります。

地方の状況ですけれども、今千葉県内で56の市町村がありまして、どこの首長も国に要望していると、存続を要望している。道路特定財源の存続を要望していると、こんな状況でございます。

○**委員長（向後和夫）**　建設課の説明は終わりました。

それでは、この件について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 今回の、会長である茂原市長の石井市長の方から、道路整備促進期成同盟千葉連合協議会ということで、各市町長あてに提出され、意見書の案文も含めての内容が提示をされております。

申し上げるまでもなく、旭市につきましては、従来から銚子連絡道という位置付けのもとに、期成同盟で年々やっているんですけれども、なかなか緒につかないと、いつ見通しがつくかということもなかなか厳しいような状況があります。

しかし、全国的に見ると、北海道とかあるいは沖縄とか、さらに関東以外のところについては、道路が非常に整備されているということを考えた場合には、財源が必要になるわけがあります。

そういった意味で、先ほど来新聞紙上では、一応情報は得ておりますけれども、今の説明にありましたように、千葉県内56市町、市や町の、そういうところからも要望が出ているということも含め合わせますと、やはり千葉県の中でも東部地区にある旭市についても、やはり同じ意見を提出し、そして意見書を出すべきかなというふうに思う1人でありますので、この道路特定財源の暫定税率の延長等に向けた活動についても、1枚加わって、旭市からも同様の趣旨の意見書が提出されるべく、ぜひお願いしたいということでございますので、私の意見といたします。

○委員長（向後和夫） ほかにご意見ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） それでは特にないようですので、中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。執行部の皆さんは退席してください。

大変ご苦労さまでした。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時39分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書の採決

○委員長（向後和夫） これより本件について採決を行います。

中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、本件は採択と決しました。

以上で、本委員会にお願いされておりました中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書の審査は終了いたしました。

なお、報告につきましては、委員長に一任を願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、報告については委員長一任とさせていただきます。

意見書案の協議

○委員長（向後和夫） 続きまして、ただいま採択と決しました中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率の延長等に関する意見書提出に伴う発議案の準備をいたしたいと思います。

それでは、お手元に配布してあります意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（「衆参議長」の声あり）

○委員長（向後和夫） お手元に配ってあります意見書、ここに衆参の議長というのを、提出

先に付け加えて。

神子委員。

○委員（神子 功） 先ほど建設課長の方から、この提出先が衆参両議長あてにということの話がございました。それをもって、現在ここに書いてある案のあて先をもって、意見書の案文でよろしいかと思えます。

○委員長（向後和夫） ほかにはございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） それでは、特にないようでございますので、中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

次に、ただいまご協議いただきました意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者についてでございますが、先ほどの意見書の取り扱い同様に、委員長名で議長に提出をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） それでは、以上をもちまして審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変長時間ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時44分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫